

湯川村第4期障がい者計画

湯川村第7期障がい福祉計画

湯川村第3期障がい児福祉計画



令和6年2月

湯川村

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	2
3 計画の対象	3
4 計画の推進体制	4
5 アンケート調査の実施	5
第2章 本村の障がい者の状況	6
1 身体障がい者手帳交付状況	6
2 療育手帳交付状況	7
3 精神障がいのある方の状況	8
4 障害支援区分認定者の状況	9
第3章 計画の基本的な考え方	10
1 基本理念	10
2 基本目標	11
3 推進方策	11
4 計画の施策体系	11
第4章 部門別施策の推進方向	12
1 啓発・広報	12
2 生活支援	12
3 生活環境	13
4 教育・育成	14
5 雇用・就業	14
6 保健・医療	15
7 スポーツ・文化交流	16
8 情報・コミュニケーション	16

第5章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 17

1 基本理念	17
2 基本目標	18
3 成果目標の設定	19
4 サービス見込量と確保のための方策	27
5 地域生活支援事業見込量と確保のための方策	37

資料編 42

1 アンケート調査の概要	43
2 アンケート調査の結果	44
3 策定経過	73
4 湯川村障がい者地域自立支援協議会設置要綱	74
5 湯川村障がい者地域自立支援協議会委員名簿	76

「障害」と「障がい」の表記について

湯川村では、“心のバリアフリー”等を推進するために、「障害」の「害」の字の表現について、可能な限りひらがなで表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については変更せずに、引き続き「害」の字を使っています。このため、本計画でも「がい」と「害」の字が混在する表現となっています。

「障がい者」と「障がいのある方」等の表記について

原則、人を表す言葉としては、「障がいのある方」「障がいのある子ども」と表記しています。

何らかの名称等で「障がいのある方」「障がいのある子ども」と表現することが適当でない場合には、「障がい者」「障がい児」と表記しています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本村では、「地域でその人らしく笑顔で暮らせるやさしいむらづくり」を基本理念とし、「湯川村第3期障がい者計画」（平成30年～令和5年度）及び「湯川村第6期障がい福祉計画」・「湯川村第2期障がい児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）を策定し、障がい者施策の総合的な推進に取り組んできました。

国においては、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）（令和4年5月施行）により、日常生活及び災害時の情報格差の解消を進めています。なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の一部改正（令和6年4月施行予定）により、障がい者の地域生活や就労支援の強化が示され、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）の改正（令和6年4月施行予定）により、合理的配慮の提供について事業者への義務化が明記されました。また、障がい者権利条約（平成26年2月）の締結に基づく、国連の障害者権利委員会による国への審査と勧告（令和4年9月）が行われ、障がい者施策の一層の取組が期待されています。

こうした障がい者施策の動向と、前計画の取組の成果を踏まえながら、令和6年度以降の本村の障がい者施策を総合的に推進するため、新たな計画として「湯川村第4期障がい者計画」及び「湯川村第7期障がい福祉計画」・「湯川村第3期障がい児福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけと期間

「湯川村第4期障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づき、障がい者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。

また、「湯川村第7期障がい福祉計画」・「湯川村第3期障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、障がい福祉サービス等の成果目標や必要なサービス見込量等を定めた計画です。

策定においては、「湯川村地域福祉計画」・「湯川村子ども・子育て支援事業計画」、さらには本村の最上位計画である「湯川村振興計画」、上位・関連計画である県の「福島県障がい福祉計画」等との整合・調整を図っています。

■障がい者計画と障がい福祉計画等との関係

項目	障がい者計画	障がい福祉計画及び 障がい児福祉計画
計画の名称	湯川村障がい者計画	湯川村障がい福祉計画 湯川村障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法	障害者総合支援法 児童福祉法
計画の性格	障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画 (基本計画的)	福祉サービス等の見込量と提供体制を確保するための計画 (実施計画的)
計画の期間	6年	3年

■計画期間

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
湯川村 障がい者計画	第4期障がい者計画					
湯川村 障がい福祉計画	第7期障がい福祉計画			次期計画		
湯川村 障がい児福祉計画	第3期障がい児福祉計画			次期計画		

3 計画の対象

計画において対象となる「障がいのある方」とは、障害者基本法第2条に示される「身体障がい、知的障がい又は精神障がい（発達障がいを含む）があり、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」を総称しています。

「発達障がい」とは、ASD^{※1}（自閉症スペクトラム障がい）、ADHD^{※2}（注意欠如・多動性障がい）、LD^{※3}（学習障がい）などを指し、生まれつき脳の機能に何らかの不具合が生じている状態と考えられています。また、難病患者や高次脳機能障がい^{※4}など長期にわたり生活上の支障がある人も含まれます。「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児を指します。

- ※1 **ASD（自閉症スペクトラム障がい）**：Autistic Spectrum Disorders の略語。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がいが含まれます。「社会的な対人関係を築きにくい」、「コミュニケーションが取りにくい」、「こだわりが強い」という3つの典型的な特性がありますが、その程度はまちまちで区別がつけにくいことから、スペクトラム（連続体）という言葉を用いてこう呼ばれます。
- ※2 **ADHD（注意欠如・多動性障がい）**：Attention Deficit / Hyperactivity Disorder の略語。年齢や発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業に支障をきたすもので、通常7歳以前に現れます。
- ※3 **LD（学習障がい）**：Learning Disabilities あるいは Learning Disorders の略語。基本的には全般的な知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すものです。
- ※4 **高次脳機能障がい**：交通事故や脳卒中などにより脳が損傷されたために、認知機能に障がい起きた状態のこと。記憶能力の障がい、集中力や考える力の障がい、行動の異常、言葉の障がいなどあり、それが原因となって、対人関係に問題があったり、生活への適応が難しくなったりしています。

4 計画の推進体制

計画の進行管理

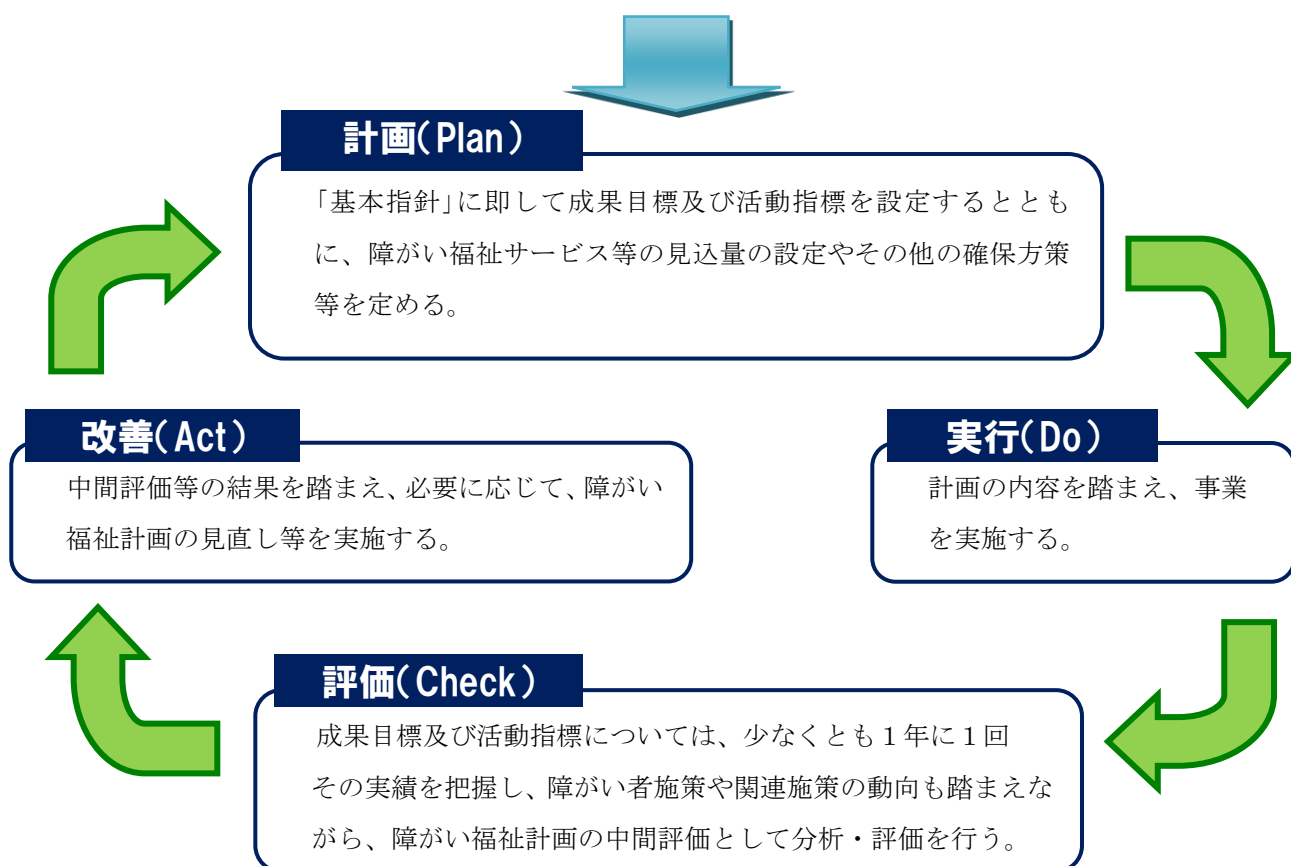
障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）としています。

「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」、「実行(Do)」、「評価(Check)」、「改善(Act)」のプロセスを順に実施するものです。業務を進めていくための、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていくことが重要となります。

〔障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ〕

基本指針

障がい福祉計画策定にあたっての基本的な考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する必要量の見込を提示する。



5 アンケート調査の実施

(1) 調査目的

本計画を策定するにあたり、本計画策定の基礎資料として、村内の障がい者手帳の所持者の皆様へ課題やニーズを把握するために実施しました。

(2) 調査期間

令和5年10月26日（木）～令和5年11月20日（月）

(3) 調査対象者と回収結果

本村に居住している障がい者等、もしくは本村を援護の実施主体として他市町村の障がい者施設に入所している障がい者のうち、各手帳所持者の約50%の方にアンケートを配付・回収しました。

2 [アンケート回収率（単位：人）]

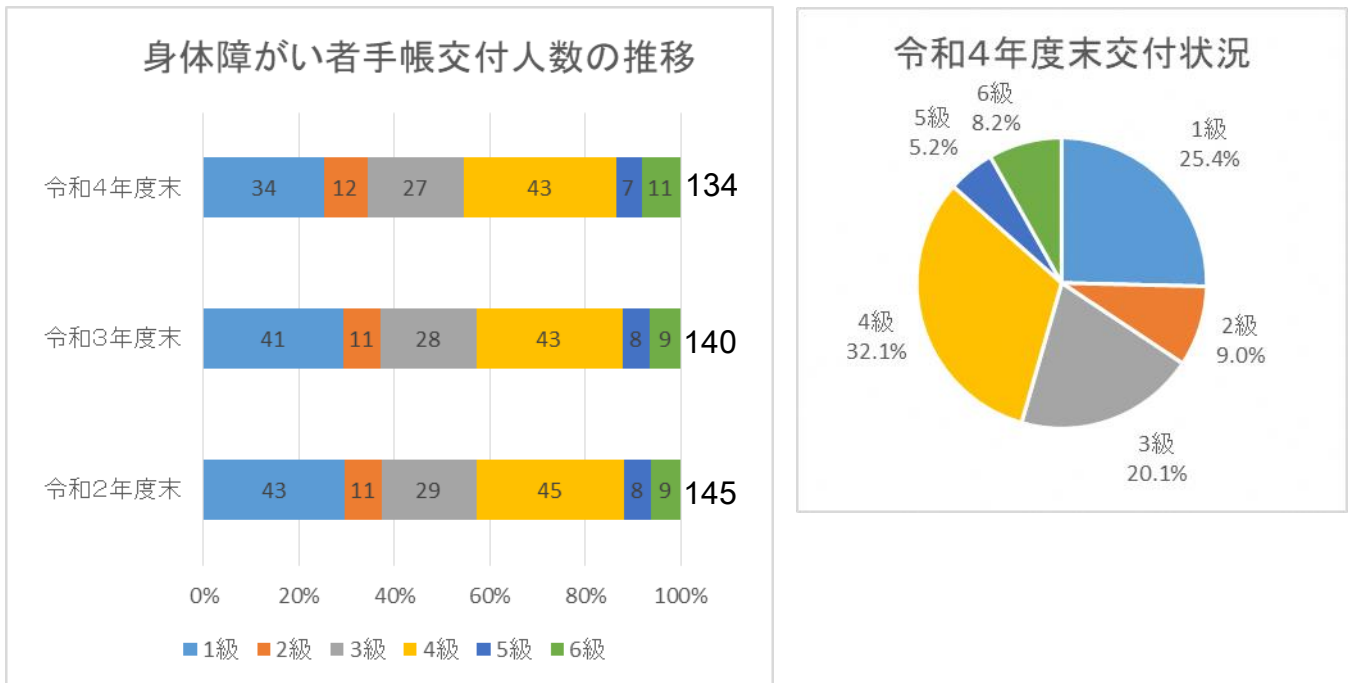
障がい種別	手帳所持者	配付数	回収数	回収率
身体障がい	135	68	40	58.8%
知的障がい	33	17	9	52.9%
精神障がい	36	18	7	38.8%
合計	204	103	56	54.3%

第2章 本村の障がい者の状況

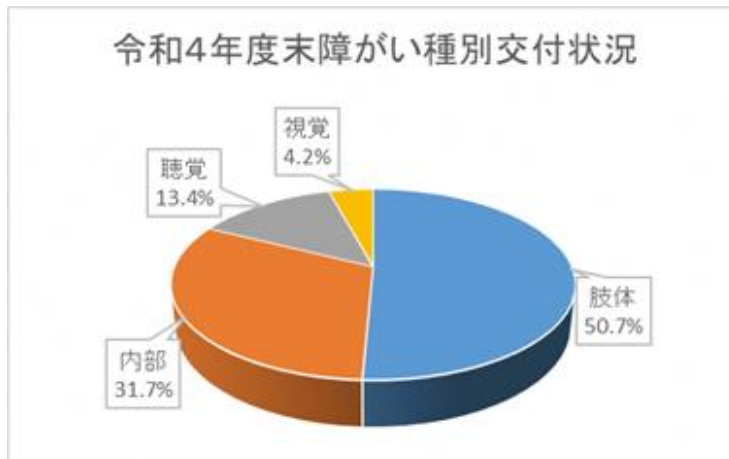
1 身体障がい者手帳交付状況

令和4年度末の身体障がい者手帳交付人数は、134人（1級：34人、2級：12人、3級：27人、4級：43人、5級：7人、6級：11人）であり、その総数は、減少傾向にあります。障がい種別の交付状況の割合は、令和4年度末では肢体不自由が50.7%、次いで内部障がい者が31.7%となっています。

[身体障がい者手帳等級別交付状況（各年度末、単位：人）]



[障がい種別交付状況（令和4年度末、単位：%）]

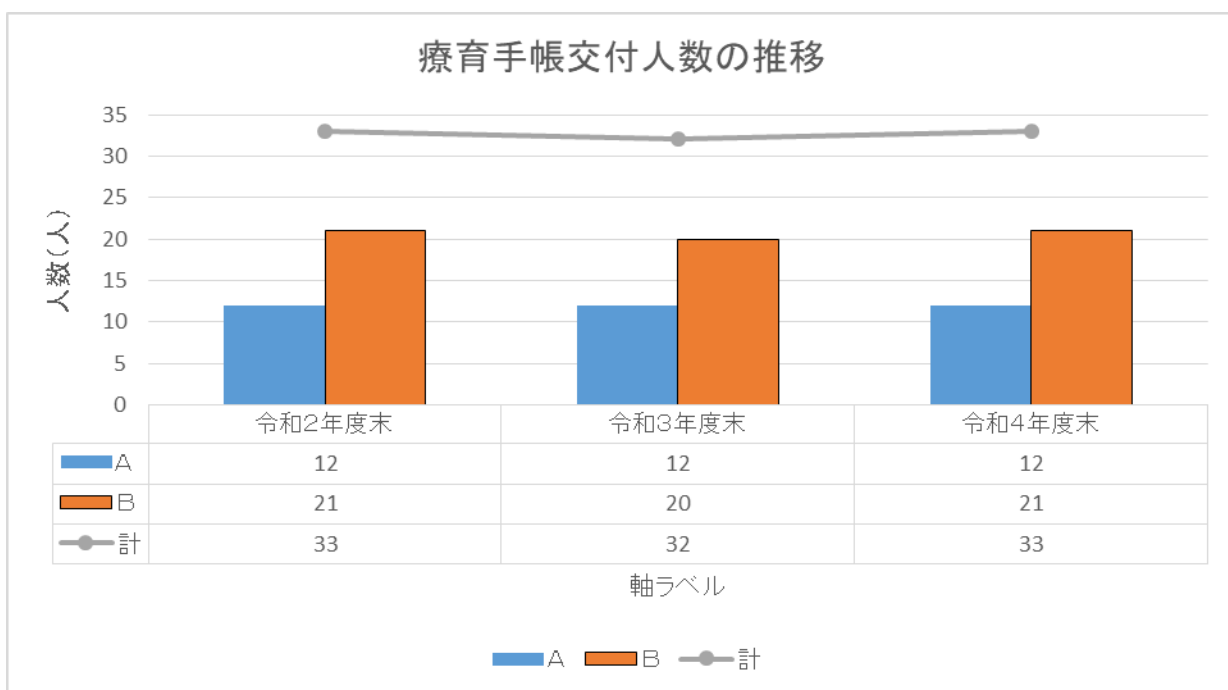


2 療育手帳交付状況

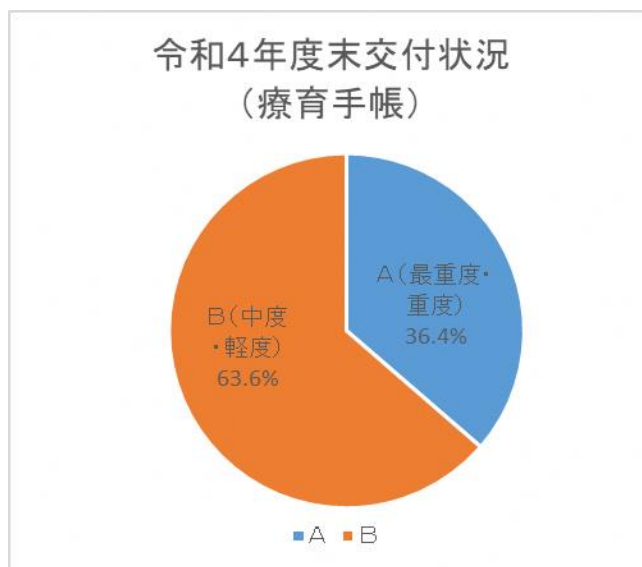
令和4年度末の知的障がい者の療育手帳交付人数は、33人で、その推移はほぼ横ばいです。

また、令和4年度末における程度別交付状況は、A判定（最重度・重度）が12人、B判定（中度・軽度）が21人となっています。

[療育手帳交付状況（各年度末、単位：人）]



[障がい種別交付状況（令和4年度末、単位：％）]

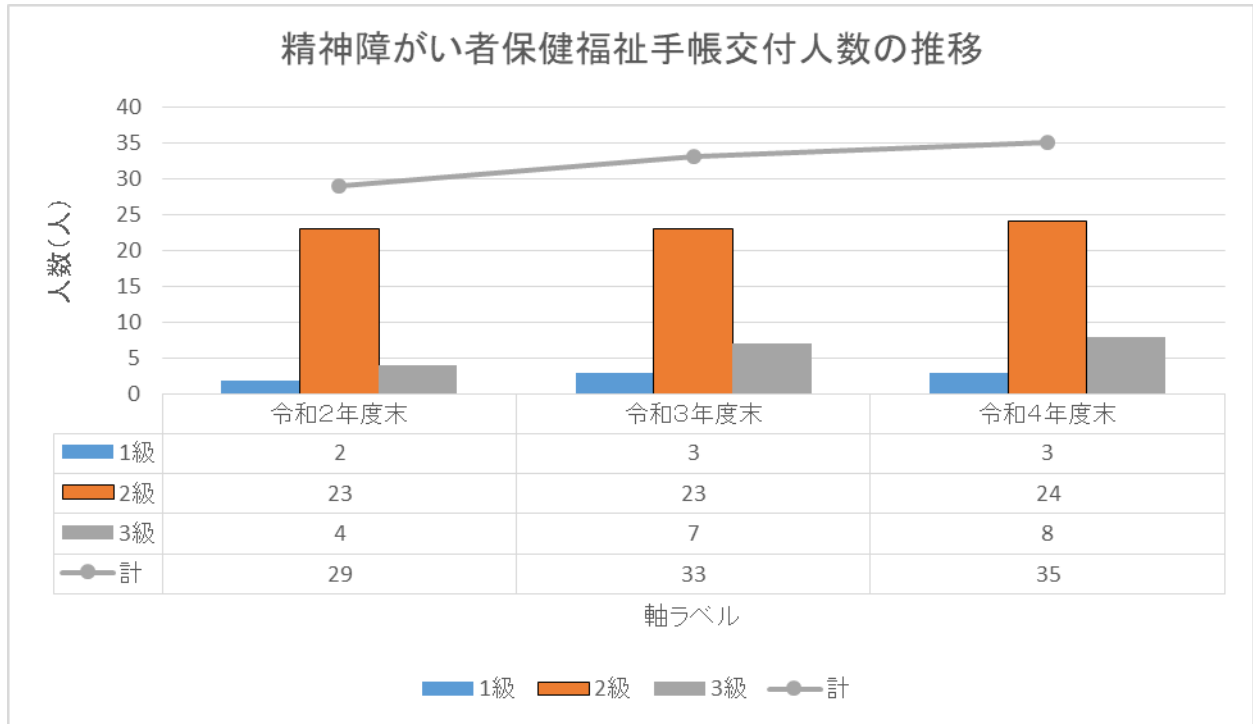


3 精神障がいのある方の状況

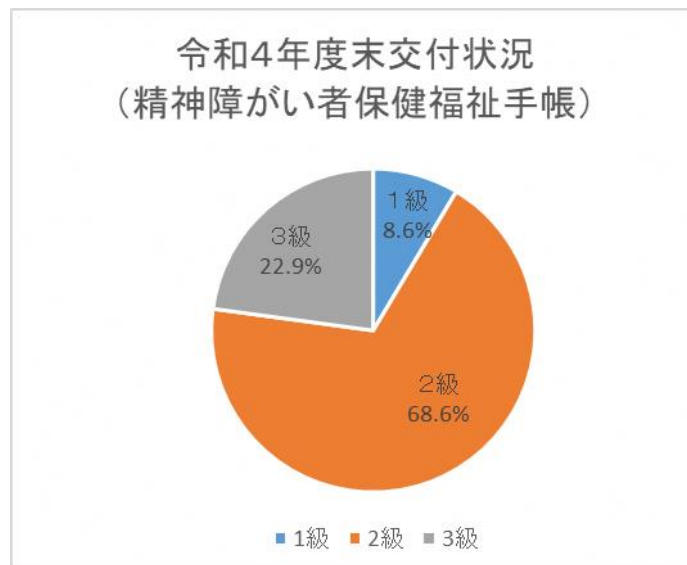
令和4年度末の精神障がい者保健福祉手帳交付人数は、35人（1級：3人、2級：24人、3級：8人）です。

また、令和4年度末の自立支援医療（精神通院）の支給決定を受けている方は、47人で、前計画の人数算定時と比較して5人増加しています。

[精神障がい者保健福祉手帳交付状況（各年度末、単位：人）]



[障がい種別交付状況（令和4年度末、単位：％）]



4 障害支援区分認定者の状況

障がい者の福祉サービスの中で、居宅介護や生活介護などの介護給付サービスを利用するためには、障害支援区分の認定を受ける必要があります。最も障がい重い状態の「区分6」から「区分1」までの6段階に分かれています。令和4年度末の障害支援区分の認定を受けている方は22人です。

[障害支援区分認定状況（令和4年度末、単位：人）]

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい者	0	0	0	1	1	1	3
知的障がい者	0	2	4	3	3	3	15
精神障がい者	0	2	2	0	0	0	4
合計	0	4	6	4	4	4	22

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域でその人らしく笑顔で暮らせるやさしいむらづくり

障がいがある人の自立と社会参加を目指す「リハビリテーション^{※1}」の理念と、共に生きる社会を目指す「ノーマライゼーション^{※2}」の考えに基づき、すべての人が一人ひとりの人権や、人格、個性を尊重し支え合いながら、安心して暮らせる社会の実現を目指します。

※1 **リハビリテーション**：1982年の国連・障害者に関する世界行動計画において、「リハビリテーションとは、身体的、精神的、かつまた社会的に最も適した機能水準の達成を可能とすることによって、各個人が自らの人生を変革していくための手段を提供していくことをめざし、かつ、時間を限定したプロセスである。」と定義されています。リハビリテーションの4分野である医学的リハビリテーション、職業リハビリテーション、教育リハビリテーション、社会リハビリテーションのうち、ここでは特に、障がい者の社会生活力を高めるための訓練・指導・援助・支援に重点をおいて、「社会リハビリテーション」を意識しています。

※2 **ノーマライゼーション**：障がいのある者が障がいのない者と同等に生活し活動する社会を目指す理念であり、そのためには、生活条件と環境条件の整備が求められます。この理念は、1950年代にデンマークの知的障がい児の親の会の運動に端を発し、その後、スウェーデンやアメリカにおいて発展しましたが、障がい者に関わるのみでなく、社会福祉のあらゆる分野に共通する理念です。

2 基本目標

- ・障がい者の自立と社会参加のための利用者本位の支援の充実
- ・障がい者の地域生活への移行促進
- ・障がい者の暮らしやすい社会づくりの推進

3 推進方策

障がい者計画の総合的な推進を図るため、全庁的な取組を強化し、近隣市町村と連携を図りながら、広域的な福祉サービスを提供できる体制づくりに努めます。

4 計画の施策体系

基本理念の実現に向け、3つの基本目標を8つの部門に分けて施策を展開します。

第4章 部門別施策の推進方向

1 啓発・広報

(1) 啓発・広報活動、福祉教育の推進

障がい者とのふれあいを幅広く推進し、ノーマライゼーション理念の一層の普及とともに、広報活動に努めます。広報やパンフレット、村のホームページ等を積極的に活用し、障がい及び障がい者に対する啓発活動を推進します。

(2) 精神保健福祉に関する啓発

精神保健に関する正しい知識の普及と精神障がい者福祉の啓発を継続的に推進するとともに、関係者との連携・協働により各種行事を通じ啓発・広報活動に努めます。

(3) 障がいのある方に対する権利擁護等の啓発・広報

障がい者の日常生活における契約締結等の社会的行為に対応するため、より一層、成年後見制度の周知と利用が円滑にできるよう広報活動に努めます。

(4) ボランティア活動・社会貢献活動の促進

関係機関と連携して、障がい者のボランティアニーズの把握に努め、ニーズに応じたボランティアができるよう情報提供を図ります。

(5) 障がい者団体との連携

障がい者等に対する理解を促進するため、行政はもとより各種障がい者団体との連携による啓発活動の推進を図ります。また、すべての障がい者団体を網羅する福島県総合福祉大会等に積極的に参加します。

(6) 難病患者への周知

必要な障がい福祉サービス等がもれなく利用できるよう、難病患者とその家族等に制度の周知徹底を図ります。

2 生活支援

(1) 相談支援体制の充実

障がい者や家族、介助者等が抱える様々な問題の解決に向け、関係機関との連携を一層強化しながら、助言や情報提供、他機関との調整等、総合的な相談体制づくりに努めます。

(2) 在宅生活への支援の充実

「障害者総合支援法」に基づく、自立支援給付の訪問系サービス（居宅介護等）の給付や補装具費の支給を円滑に進めるとともに、地域生活支援事業によ

る日常生活用具給付事業の充実に努めます。

障害基礎年金、特別児童扶養手当等の支給、各種税制度の優遇、NHK 受信料・公共施設の利用料減免、交通機関による各種割引制度等の周知を行うことで障がい者の生活支援に努めます。

障がい者本人の希望により、安心して外出できるよう、引き続き地域生活支援事業による移動支援事業等のサービス提供に努めます。

(3) 日中活動への支援の充実

障がい者の状況や要望の的確な把握に努め、意向に沿えるよう、自立支援給付の日中活動系サービス（生活介護等）の給付を円滑に進めるとともに、地域生活支援事業による日中一時支援事業の充実に努めます。

3 生活環境

(1) ユニバーサルデザインに基づくむらづくりの推進

すべての人が安全で快適に利用することができるよう障がい者等の視点に立った施設の整備に努めます。

(2) 災害時等の安全対策の推進

福祉、防災・防犯、交通安全など様々な分野が連携し、役場職員や消防団を中心とした防災体制を確立するとともに、火災等の災害時に自力で避難できない障がい者等の把握に努め、障がい者等に対する防災知識の普及や災害時の適切な情報提供・避難誘導等の支援の実施を推進します。

聴覚障がい者をはじめ、情報入手が困難な障がい者に対しては、広報、ホームページ、メール、ファクシミリ等、多様な方法による災害情報を提供し、ボランティア等と連携した情報連絡体制の整備に努めます。

また、湯川村地域防災計画に基づき、計画を確実に実施できるよう、福祉事業者の協力を仰ぎ、福祉専門職が関わっている優先度の高い要支援者について、個別避難計画を作成し、避難行動要支援者対策を更に推進します。

(3) 障がい者虐待の防止

障がい者の虐待の相談・通報があった場合は、速やかに虐待の事実確認と緊急性の判断を行うとともに、関係機関とも連携し適切な対策と支援を講じます。

また、本人だけでなく、その養護者等への支援も実施し、虐待の終結・再発防止を目指します。

(4) 障がいを理由とする差別解消の推進

障がいに対する正しい理解と差別の解消に向けて、障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、広報や啓発に努めます。

4 教育・育成

(1) 相談支援体制の整備

障がいのある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担のもと、一人ひとりのニーズを的確に把握し、効果的な支援体制の提供に努めます。

乳幼児時期における家庭の役割の重要性を踏まえた早期対応、学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援の必要性を鑑み、これまでの施策等を活用しながら、障がいのある子どもや保護者に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した相談支援体制の充実を図ります。

(2) 地域との交流の充実

障がいのある子どもも障がいのない子どもも、共に交流を深め、地域の人々とのふれあいや、自然体験等ができる機会の提供に努めます。障がいがあっても、自ら学び、自ら考え、主体的に行動できる「生きる力」を身に付け、可能な限り社会参加と自立を促進します。

(3) 社会的・職業的自立の促進

障がいのある子どもの社会的・職業的自立を促進するため、教育・保健・医療・福祉・労働機関等が一体となり、幅広い観点から障がいのある子ども一人ひとりのニーズに沿った支援体制を構築します。

5 雇用・就業

(1) 雇用の奨励と安定

障がい者自身の就労意識の啓発、また、事業所に対し障がい者雇用の奨励に努めます。

障害者職業能力開発校、国立障害者リハビリテーションセンター等への入校を紹介するなど、公的職業訓練機関での能力開発を推進します。また、障がい者職業・生活支援センターや県障がい者就業サポートセンターの利用を促し、障がいのある方が生活する地域での就労を図ります。

(2) 就労の場の拡大

障がい者本人の希望や適性、障がいの程度・等級に応じて、就労に向けた支援を推進します。ハローワーク、各事業所等の関係機関との連携を強化し、広域的な支援体制づくりを推進します。

また、一定の作業能力を有しながら様々な理由により就労できない障がい者を対象として、一般就労に向け、障がい福祉サービス等の利用を促進します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行推進

障がい福祉サービス（就労移行支援・就労継続支援）等の周知と利用を図り

ます。

また、小規模作業所等の福祉サービス利用者については、就労移行支援、就労継続支援など障がい福祉サービスや地域生活支援事業への移行が円滑に進むよう支援に努めます。

6 保健・医療

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療の体制の充実

健康教室・健康相談等を通して、地域ぐるみで健康づくりを推進し、障がいの原因となる生活習慣病予防等の保健活動の強化を図ります。

乳幼児健康診査や学校での健康診断をはじめ、住民に対し、基本健康診査等の各種検診の適正な受診を働きかけ、障がいの早期発見・早期治療、リハビリテーションの提供に努めます。さらには、社会復帰に至るまで一貫した保健・医療サービスの提供に努めます。

(2) 母子保健対策の充実

母子の健康管理のため、健康相談・訪問等を通じての健康管理への支援や、疾病予防のための個別支援などを実施します。健全な出産や成長を促すため、出産・育児に関する情報の提供や、育児教室の開催、育児不安の軽減・解消のための相談支援体制の充実を図ります。

心身ともに健全な子どもの出生や育成を図るため、乳幼児等に対する医療費助成の充実に努めます。障がい児等に対して、育成医療等の必要な医療給付等を行います。

(3) 障がい者に対する医療体制の充実

障がい者の病気治療のほか、二次障がいを予防するため、医学的管理を適切かつ安心して受けられるよう、自立支援医療、重度心身障がい者医療費助成制度の周知を図り、制度の活用を図ります。

(4) 精神保健・医療対策の推進

国内においては、体の病気だけでなく、うつ病や統合失調症などの精神疾病も問題になっており、不登校・ひきこもりなどは低年齢化しています。精神の健康の維持・向上を図るためには、相談支援体制の充実、精神障がいの予防、早期発見、早期治療が必要です。

このような状況を踏まえ、心の病についての知識を普及し理解を深めるよう働きかけます。

また、医療機関、保健所などの関係機関との連携に努め、精神保健福祉相談の充実に努めます。

7 スポーツ・文化交流

(1) スポーツの振興

障がい者等のスポーツ振興を図る上では、障がいの特性を理解した指導者の確保が不可欠であることから、障がい者の利用しやすい施設・設備等の整備の促進及び、指導員等の確保に努めます。

また、スポーツの振興のためには、障がい者それぞれの種別・程度に合ったスポーツメニューを提供する必要があり、スポーツ教室や講習会への参加を通してスポーツの普及を図ります。

(2) レクリエーション活動の促進

レクリエーション教室の開催など、障がいのある方が楽しみながら仲間づくりや社会性を身につけられるレクリエーション活動の普及に努めます。

(3) 文化活動の推進

障がいのある方が文化・芸術活動に取り組む機会の拡充を支援し、社会参加を促進します。

8 情報・コミュニケーション

(1) 情報提供の充実

インターネットのホームページを活用した福祉情報の充実に努めるとともに、視覚障がい者や聴覚障がい者等に配慮した幅広い情報伝達方法に取り組みます。

また、福祉関連の問い合わせについて、電話、ファクシミリに加え、電子メール等の活用により障がいのある方の状況に配慮した対応を推進します。

(2) コミュニケーション支援体制の充実

コミュニケーション支援を必要とする聴覚障がい者に対する手話通訳者、要約筆記者の派遣体制づくりの推進を図ります。

日常生活用具給付事業による、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、視覚障がい者用拡大読書器等の情報・意思疎通支援用具の利用促進を図ります。

第5章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

1 基本理念

本計画の策定にあたり、障がい者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法及び湯川村障がい者計画の基本理念である「地域でその人らしく笑顔で暮らせるやさしいむらづくり」を踏まえ、以下の基本理念に基づき、今期の方策を推進していきます。

(1) 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

障がいの有無に関わらず、すべての人が社会の一員であることを認め合い、支えあえる「共生社会」を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障がい福祉サービスや、その他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制を整備します。

(2) 村を主体とする仕組みと三障がいの制度の一元化

障がい者等が地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう村を実施主体の基本とし、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）、難病患者等であって18歳以上の者及び障がい児に対するサービスの充実を図ります。

(3) 地域生活移行や就労支援等のサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、村内の社会資源の充実と提供体制の整備を進めます。

2 基本目標

障がい福祉サービス及び障がい児支援の提供体制を確保するため、上記の基本理念を踏まえ、下記の点を考慮して、サービス提供体制の数値目標を設定し、計画的な整備を図ります。

(1) 障がい福祉サービスの提供体制の確保

- 全国各地で実施している訪問系サービスの維持・確保を図ります。
- 希望する障がい者等に対して日中活動系サービスの維持・確保を図ります。
- 地域における居住の場としてグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、地域生活への移行を図ります。
- 就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

(2) 相談支援の提供体制の確保

障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を送るための障がい福祉サービス等の適切な利用を支え、各種ニーズへの相談支援体制の充実を図ります。

(3) 障がい児支援の提供体制の確保

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていることや、同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援の確保と共生社会の実現に向けて、教育、保育等の関係機関とも連携し、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築に努めます。

3 成果目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

《国の基本方針》

- 令和4年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行。
- 施設入所者数を令和8年度末までに5%以上削減。

本村においては対象となる施設入所者が少ないうえ、在宅生活を送る障がいのある方を介護する家族の高齢化や、障がいのある方の高齢化・重度化により、在宅生活が困難となり施設入所を希望する人が多い実情を踏まえ、削減数値目標は設定しません。障がい者の地域生活への移行促進や障がい者の自立支援の観点から、家庭や身近な地域での生活への移行や、就労支援の提供体制を整えるとともに、障がい者の生活を地域全体で支えられるような体制の確保に努めます。

[福祉施設入所者の地域生活への移行の目標値]

区 分		人 数	備 考
令和4年度末の施設入所者数（ア）		4人	令和4年度末の全施設入所者数
令和8年度末の施設入所者数（イ）		4人	令和8年度末の見込者数
村目標値	地域生活移行者数	0人	施設入所からグループホーム等へ地域移行する者の数
	削減見込者数（ア－イ）	0人	令和8年度末段階での削減見込者数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

《国の基本指針》

- 重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。
- 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの協議の場への参加者数の見込みを設定する。
- 協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。
- 現に利用している精神障がい者の数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後の各種サービスの利用者数の見込みを設定する。

会津北部圏域（猪苗代町、磐梯町、北塩原村、湯川村）において、保健・医療・福祉関係者による精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議の場の設置に取り組みます。

目標値については、精神障がいのある方が利用した障がい福祉サービスの実績をもとに、サービスの種別ごとの利用者の見込数を推計し設定します。

[保健・医療・福祉関係者による精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議の場の目標値]

区 分		村目標値	備 考
協議の場の1年間の開催回数		1回	
関係者の 種別ごとの 参加者数	保健関係	1人	
	医療関係	2人	
	福祉関係	2人	
	介護関係	1人	
	当事者及び家族等	1人	
目標設定の実施回数		1回	
評価の実施回数		1回	

[精神障がい者の障がい福祉サービス利用の見込み数]

区 分		村目標値	備 考
サービスの 種別ごとの 利用者数	地域移行支援	0人	
	地域定着支援	0人	
	共同生活援助	6人	
	自立生活援助	0人	
	自立訓練（生活訓練）	0人	

(3) 地域生活支援の充実

《国の基本方針》

- 地域生活支援拠点等を整備する。
- コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。
- 年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。
- 強度行動障がい者を有する者に関し、市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。【新規】

親元からの自立や親亡き後を見据えた支援のため、会津北部圏域において、地域生活支援拠点等の整備を促進しました。

また、障がいのある方が安心して地域で生活が送れるよう、特に、強度行動障がいや高次脳機能障がいの人への支援体制づくりに向け、関係機関との連携を推進します。

[地域生活支援の充実]

区 分	国目標値	本村の現状	村目標値	備 考
地域生活支援拠点等の整備	整備	整備済	継続	
コーディネーターの配置等による効果的な支援体制の構築	構築	構築済	継続	
緊急時連絡体制の構築	構築	未構築	構築	
運用状況の検討・検証	年1回以上実施	年1回実施予定	年1回以上実施	
強度行動障がいの支援ニーズの把握	実施	未実施	実施	
強度行動障がいの支援体制の整備	整備	未整備	未整備	

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

《国の基本方針》

- 令和 8 年度中に一般就労に移行する人の数を、令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上とする。
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合が 5 割以上の事業所を就労移行支援事業所の 5 割以上とする。【新規】
- 就労定着支援事業の令和 8 年度末の利用者数を、令和 3 年度末実績の 1.41 倍以上とする。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とする。

本村では、国が基本方針で示す令和 3 年度の一般就労への移行実績及び令和 3 年度末の就労定着支援事業の利用実績はありませんが、サービス利用の推進を図ります。

なお、本村には就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所がないことから、事業所に関する目標値は設定しません。

[福祉施設から一般就労への移行の目標値]

区 分	人 数	備 考
一般就労移行実績	0 人	第 6 期計画中に一般就労した者の数
令和 3 年度中の一般就労移行者数	0 人	令和 3 年度において、福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】	1 人	令和 8 年度において、福祉施設を退所し、一般就労する者の数
就労移行支援事業 移行者数	0 人	
就労継続支援 A 型事業 移行者数	0 人	
就労継続支援 B 型事業 移行者数	1 人	

[就労定着支援事業の利用者数の目標値]

区 分	人 数	備 考
就労定着支援事業の利用実績	0人	第6期計画中の利用者数
令和3年度末の就労定着支援事業利用者数	0人	令和3年度末において、就労定着支援事業を利用した者の数
【目標値】	1人	令和8年度末において、就労定着支援事業を利用する者の数

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

〈国の基本方針〉

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置する。
- 令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する（保育所等訪問支援事業所の整備）。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保する。
- 令和8年度末までに、保健・医療・障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を圏域で1か所設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターの1名の配置を検討する。

国の基本指針にある児童発達支援センターの設置や主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所の確保については、それぞれが会津圏域内に整備されているため、利用希望がある際は、事業所と連携しサービスの提供に努めます。

なお、教育・保育施設や学校等において障がいのある子どもの受け入れや支援のより一層の連携・協力が図られるよう、既存の会議体を活用し、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容を推進する体制を構築します。

また、令和8年度末までに、圏域において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターの配置を検討します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

《国の基本方針》

- 令和8年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化する体制を確保する。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保する。【新規】

これまでの実績及び本村の実情を踏まえ、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するための数値目標を設定します。

区 分	村目標値	備 考
基幹相談支援センターの設置の有無	検討	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数	—	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	—	
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	—	
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	—	
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数	—	
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	1回	
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の参加事業者・機関数	1事業所・機関	

協議会の専門部会の設置数	検討	
協議会の専門部会の実施回数	—	

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

《国の基本方針》

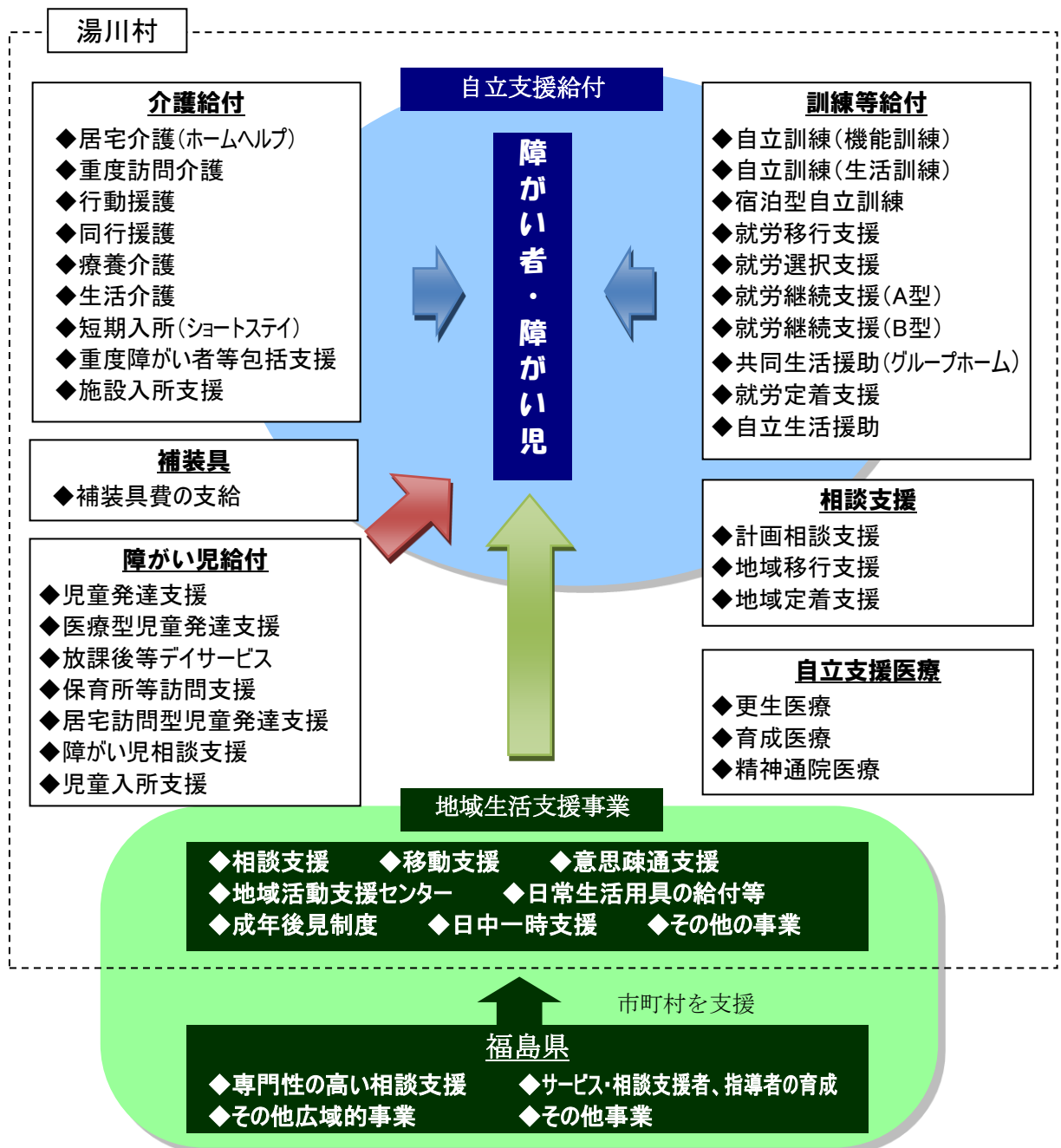
○令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、障がい福祉サービスの質向上のための体制を構築することを基本とする。

障がい福祉サービス等の質の向上に向けた体制構築を目指し、各種研修に積極的に参加するとともに、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析と結果の活用に取り組みます。なお、事業所や関係自治体等と共有する体制は国・県の動向も踏まえ、今後検討していきます。

区 分	村目標	備 考
県が実施する研修への村職員参加人数	1人	
システムによる審査結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	検討	

4 サービス見込量と確保のための方策

サービス事業量の見込みについては、国の基本指針や県の基本方針、過去のサービス利用実績、利用者のニーズを踏まえ、各年度における1ヶ月あたりの平均事業量を見込んでいます。



1. 障がい福祉サービスの必要量の見込み

各年度における障がい福祉サービス等の実績および必要量の見込みは以下のとおりです。本計画策定が令和6年2月のため、令和5年度については一部推計値となっております。

(1) 訪問系サービス

【事業名と内容】

事業名	内容
①居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事等の介護や家事援助を行います。
②重度訪問介護	重度の障がいあり、常に介護の必要な方に、自宅で、入浴、排泄、食事などの介護や外出時の移動の補助を行います。
③同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。
④行動援護	知的・精神障がいにより行動が困難で、常に介護の必要な方に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助を行います。
⑤重度障がい者等包括支援	介護の必要性が特に高い方に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

【実績値と評価】 ※（ ）内は前回計画時の見込量

※単位の「時間分」とは、利用者数×1か月あたりのサービス利用時間（延べ利用時間）

※単位の「人」とは、1か月あたりの実利用人数

サービスの種類	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	時間分	人	時間分	人	時間分	人
居宅介護	20 (25)	3 (2)	21 (25)	3 (2)	17 (25)	4 (2)
重度訪問介護	0 (0)		0 (0)		0 (0)	
同行援護	0 (0)		0 (0)		0 (0)	
行動援護	0 (0)		0 (0)		0 (0)	
重度障がい者等包括支援	0 (0)		0 (0)		0 (0)	

- 居宅介護は、継続的な利用があります。見込量よりサービス提供時間は少なくなっていますが、利用者の生活に合わせて調整しています。

【見込量】

サービスの種類	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
居宅介護	25	時間分	25	時間分	25	時間分
	4	人	4	人	4	人
重度訪問介護	0	時間分	0	時間分	0	時間分
同行援護	0	時間分	0	時間分	0	時間分
行動援護	0	時間分	0	時間分	0	時間分
重度障がい者等包括支援	0	時間分	0	時間分	0	時間分

- 現在の利用者に加え、新規利用者の提供時間を見込んでいます。障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して日常生活を送れるよう、サービス提供事業者等と連携して、必要なサービス量の確保に努めます。また、利用者が適切なサービスを利用できるよう、引き続き情報提供を行います。

(2) 日中活動系サービス

【事業名と内容】

事業名	内容
①生活介護	常に介護の必要な方に、施設で入浴、排泄、食事の介護や、創造活動・生産活動の機会を提供します。
②自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能などの向上に必要な訓練を行います。
③自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、生活能力などの向上に必要な訓練を行います。
④宿泊型自立訓練	自立訓練（生活訓練）利用者のうち、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上に必要な訓練を行います。
⑤就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
⑥就労選択支援	障がいのある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労を支援する。
⑦就労継続支援 （A型・B型）	一般企業等への就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 「A型（雇用型）」…事業所内において雇用契約に基づき、就労機会を提供します。

	「B型（非雇用型）」…雇用関係を結ばず、就労の機会や生産活動の機会を提供します。
⑧就労定着支援	就業に伴う生活面の課題を解決できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
⑨療養介護	医療と常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行います。
⑩短期入所 (福祉型・医療型)	居宅で介護を行う方が病気などの場合、施設へ短期間入所し、入浴、排泄、食事の介護などを行います。
⑪自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していたもの等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談援助等を行います。

【実績値と評価】※（ ）内は前回計画時の見込量

※単位の「人日分」とは、利用者数×1か月あたりのサービス利用日数(延べ利用日数)

※単位の「人」とは、1か月あたりの実利用人数

サービスの種類	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分
生活介護	152 (190)	人日分	159 (190)	人日分	165 (190)	人日分
	9 (11)	人分	12 (11)	人分	12 (11)	人分
自立訓練（機能訓練）	0 (0)	人日分	0 (0)	人日分	0 (0)	人日分
	0 (0)	人分	0 (0)	人分	0 (0)	人分
自立訓練（生活訓練）	0 (0)	人日分	0 (0)	人日分	0 (0)	人日分
	0 (0)	人分	0 (0)	人分	0 (0)	人分
宿泊型自立訓練	0 (0)	人分	0 (0)	人分	0 (0)	人分
就労移行支援	8 (0)	人日分	0 (14)	人日分	0 (0)	人日分
	1 (0)	人分	0 (1)	人分	0 (0)	人分
就労選択支援						
就労継続支援A型	16 (10)	人日分	0 (10)	人日分	0 (10)	人日分
	1 (1)	人分	0 (1)	人分	0 (1)	人分
就労継続支援B型	254 (270)	人日分	294 (290)	人日分	327 (310)	人日分
	14 (17)	人分	18 (18)	人分	19 (19)	人分
療養介護	0 (0)	人分	0 (0)	人分	0 (0)	人分
短期入所（福祉型）	2 (2)	人日分	3 (3)	人日分	4 (3)	人日分
	1 (1)	人分	1 (1)	人分	2 (1)	人分
短期入所（医療型）	0 (0)	人日分	0 (0)	人日分	0 (0)	人日分
	0 (0)	人分	0 (0)	人分	0 (0)	人分

- 生活介護は、利用人数が増加していますが、利用日数は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により見込量よりも減少しています。就労継続支援A型については利用者がいなくなったため、令和4年度から実績がありません。就労継続支援B型は利用日数と利用人数ともに増加しています。

【見込量】

サービスの種類	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人数	人日分	人数	人日分	人数	人日分
生活介護	170	人日分	175	人日分	180	人日分
	13	人分	13	人分	13	人分
自立訓練（機能訓練）	0	人日分	0	人日分	0	人日分
	0	人分	0	人分	0	人分
自立訓練（生活訓練）	0	人日分	0	人日分	0	人日分
	0	人分	0	人分	0	人分
宿泊型自立訓練	0	人分	0	人分	0	人分
就労移行支援	0	人日分	0	人日分	0	人日分
	0	人分	0	人分	0	人分
就労選択支援	/		0	人分	0	人分
就労継続支援A型	0	人日分	0	人日分	0	人日分
	0	人分	0	人分	0	人分
就労継続支援B型	330	人日分	350	人日分	370	人日分
	19	人分	20	人分	21	人分
就労定着支援	0	人分	0	人分	0	人分
療養介護	0	人分	0	人分	0	人分
短期入所（福祉型）	4	人日分	4	人日分	4	人日分
	2	人分	2	人分	2	人分
短期入所（医療型）	0	人日分	0	人日分	0	人日分
	0	人分	0	人分	0	人分
自立生活援助	0	人分	0	人分	0	人分

- 日中活動系サービスは実績値を基に見込量を算出しています。生活介護は、現在見学を希望している方がいるため1名増加しています。特別支援学校在籍者が卒業後に就労継続支援B型の利用を希望している場合、就労アセスメントが必要ですが、令和8年度末までに卒業予定者はいないことから、就労移行支援及び就労選択支援の見込量を0としています。一方、就労継続支援B型の利用者・利用日数は増加傾向にあると推測します。

(3) 居住系サービス

【事業名と内容】

事業名	内容
①共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない方に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
②施設入所支援	施設に入所する方に、入浴、排泄、食事などの介護を行います。

【実績値と評価】※()内は前回計画時の見込量

サービスの種類	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
共同生活援助 (GH)	8 (9)	人分	10 (10)	人分	11 (11)	人分
施設入所支援	5 (5)	人分	4 (5)	人分	4 (5)	人分

- 共同生活援助の利用者は増加傾向にあります。
施設入所者が令和4年度中に1名が利用を終了したため、施設入所支援の利用人数は減少しています。

【見込量】

サービスの種類	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
共同生活援助 (GH)	12	人分	13	人分	14	人分
施設入所支援	4	人分	4	人分	4	人分

- 共同生活援助は、将来的に利用を検討している方がいるため、増加しています。

(4) 相談支援

【事業名と内容】

事業名	内容
①計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)を利用する人に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。
②地域移行支援	障害者入所施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人が、居宅生活に移行する場合に、生活基盤の確保等、必要となる支援を行います。
③地域定着支援	居宅において単身で生活する障がい者に常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に相談その他必要な支援を行います。

【実績値と評価】 ※（ ）内は前回計画時の見込量

サービスの種類	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
計画相談支援	32 (33)	人分	34 (34)	人分	35 (35)	人分
地域移行支援	0 (0)	人分	0 (0)	人分	0 (0)	人分
地域定着支援	0 (0)	人分	0 (0)	人分	0 (0)	人分

- 計画相談支援の実績値は、年々増加しています。

【見込量】

サービスの種類	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
計画相談支援	36	人分	37	人分	38	人分
地域移行支援	0	人分	0	人分	0	人分
地域定着支援	0	人分	0	人分	0	人分

- 障がい福祉サービス利用者の計画相談支援は、実績値に加え新規利用者を見込んだ人数を計上しています。サービスの利用者は増加傾向にあるため、計画相談支援も増加すると見込んでいます。

2. 障がい児支援の必要量の見込み

【事業名と内容】

事業名		内容
日中活動系	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
	医療型児童発達支援	児童発達支援および治療を行います。
	放課後等デイサービス	学校の終了後や休校日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、施設支援等を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援ができるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
居住系	児童入所支援 (福祉型・医療型)	施設に入所して、保護、日常生活の指導を受け、生活に必要な知識や技能を身につけるための支援を行います。
相談支援	障がい児相談支援	障がい児通所サービスを利用する人に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障がい児支援利用計画を作成します。

【実績値と評価】 ※ () 内は前回計画時の見込量

※単位の「人日分」とは、利用者数×1か月あたりのサービス利用日数（延べ利用日数）

※単位の「人分」とは、1か月あたりの実利用人数

サービスの種類	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人日分	人分	人日分	人分	人日分	人分
児童発達支援	20 (20)	人日分	1 (0)	人日分	0 (0)	人日分
	1 (1)	人分	1 (0)	人分	0 (0)	人分
医療型児童発達支援	0 (0)	人日分	0 (0)	人日分	0 (0)	人日分
	0 (0)	人分	0 (0)	人分	0 (0)	人分
放課後等デイサービス	22 (40)	人日分	33 (40)	人日分	46 (20)	人日分
	3 (3)	人分	4 (3)	人分	4 (2)	人分
保育所等訪問支援	0 (0)	人日分	1 (0)	人日分	0 (0)	人日分
	0 (0)	人分	1 (0)	人分	0 (0)	人分

児童入所支援（医療型）	0 (0)	人分	0 (0)	人分	0 (0)	人分
児童入所支援（福祉型）	0 (0)	人分	0 (0)	人分	0 (0)	人分
障がい児相談支援	4 (4)	人分	5 (3)	人分	4 (2)	人分

- ▶ 児童発達支援は利用者の小学校入学に伴い、放課後等デイサービスへ移行することから、令和5年度の利用者数が0となっています。

放課後等デイサービスは、利用者数に変化はありませんでしたが、利用日数が年々増加しています。これは、会津圏域内のサービス提供事業所が増加したことが要因と考えられます。

【見込量】

サービスの種類	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
児童発達支援	0	人日分	0	人日分	0	人日分
	0	人分	0	人分	0	人分
医療型児童発達支援	0	人日分	0	人日分	0	人日分
	0	人分	0	人分	0	人分
放課後等デイサービス	50	人日分	60	人日分	70	人日分
	5	人分	6	人分	7	人分
保育所等訪問支援	0	人日分	0	人日分	0	人日分
	0	人分	0	人分	0	人分
居宅訪問型児童発達支援	0	人日分	0	人日分	0	人日分
	0	人分	0	人分	0	人分
児童入所支援（医療型）	0	人分	0	人分	0	人分
児童入所支援（福祉型）	0	人分	0	人分	0	人分
障がい児相談支援	6	人分	6	人分	5	人分

- ▶ 各種制度の活用や早期の療育の必要性が認知されてきていることから、放課後等デイサービスの利用者数の増加を見込んでいます。

3. 見込量確保のための方策

障がい福祉サービスや障がい児支援の見込量の確保策は以下のとおりです。

①事業者への情報提供等

障がい福祉サービスや障がい児支援、相談支援の事業を行う者を確保するため、事業参入の意向を把握するとともに、広く情報提供を行います。

②一般就労への移行等の推進

地域生活と就労を一体的に支援することにより、障がい者の適性にあった就労支援を推進していきます。また、関係機関との連携を強化し、障がい者の一般就労に向け、施策の充実を図ります。

③住民への情報提供等

福祉サービスの内容等について、パンフレット等の配付を随時実施しながら、対象となる住民への周知を図ります。

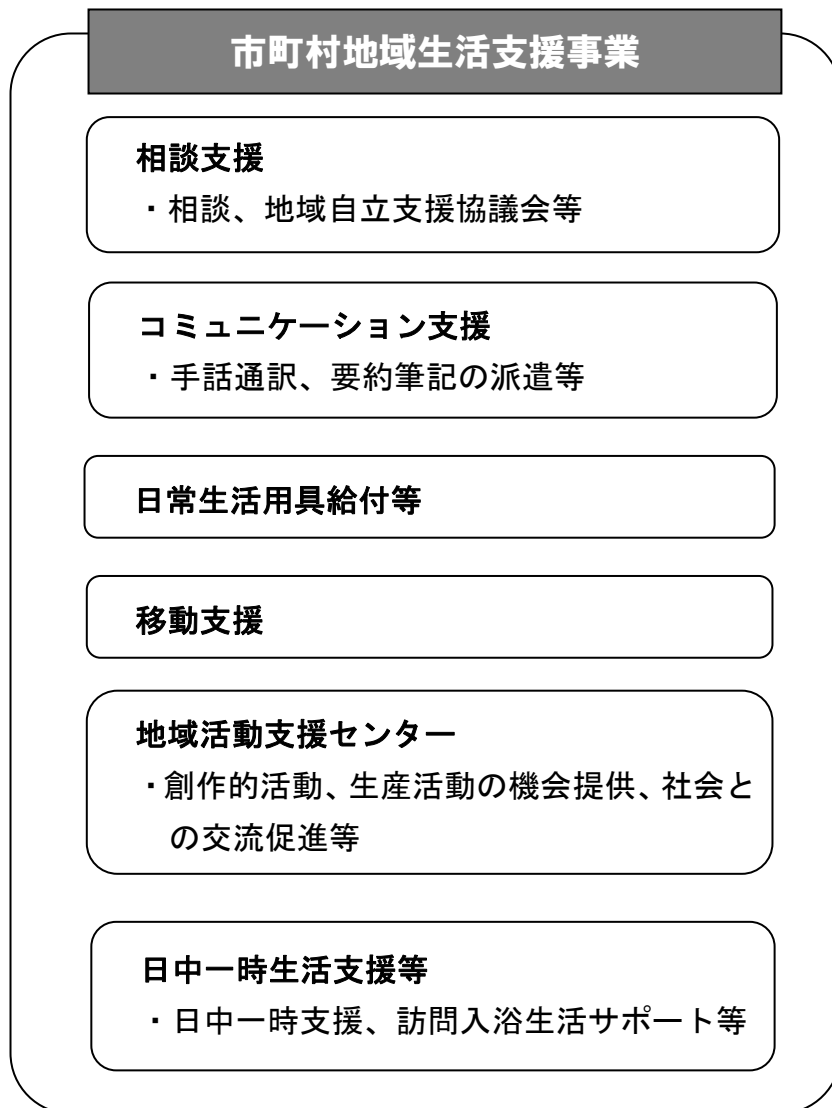
④総合的な相談支援

障がい者・障がい児の生活支援ニーズを事業サービスに結びつけるために、村、湯川村民生委員協議会、湯川村社会福祉協議会、地域包括支援センター等が連携し、障がい者・障がい児の相談支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援など様々な課題について、随時必要なケース検討や連絡・調整を図っていきます。また、支援が必要な障がい者・障がい児に対しては訪問し、見守りや情報提供等を行います。

5 地域生活支援事業見込量と確保のための方策

障がい者が有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活や社会生活が営めるよう、地域生活支援事業を推進します。

[地域生活支援事業の概要]



1. 地域生活支援事業ごとの必要量の見込み

地域生活支援事業の種別・内容と、年度ごとの必要量の見込みについては、以下のとおりです。国の基本指針や県の基本方針、これまでのサービス利用実績等を踏まえ、「地域生活支援事業」の各年度の年間平均事業量を見込んでいます。

なお、地域生活支援事業の実施にあたっては、障がい者等の障害支援区分、心身の障がいの状態、障がい者等の介護者の状況などを総合的に勘案しつつ、障がい者等が必要とするサービスが受けられるよう援助します。

【事業名と内容】

	事業名	内容
必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業	地域住民を対象にして、障がいのある方への理解を深めるための研修・啓発を行います。
	自発的活動支援事業	障がいのある方等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
	相談支援事業	障がい者等、障がい児の保護者、障がい者の介護を行う者等から相談に応じ、必要な情報の提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用する必要がある方に対して、登記手数料や後見人の報酬等を補助します。また、制度利用の促進を図ります。
	成年後見制度法人後見支援事業	後見人等の業務を適正に担う法人の育成について検討します。
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳及び要約筆記者等を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。
	日常生活用具給付等事業	障がい者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、障がい者等の福祉の増進を図ります。
	手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の養成に努めます。

	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際に、移動の支援を行います。
	地域活動支援センター事業	障がい者等に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ります。
任意事業	訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がい者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
	知的障がい者職親委託制度事業	知的障がい者を一定期間、職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着を高め、知的障がい者の自立更生を図ります。
	日中一時支援事業	障がい者等の活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練その他の支援を行います。また、障がい者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。
	福祉ホーム事業	社会復帰を希望し、住居を求めている障がい者に対して、低額な料金で生活の場を提供し、自立的な生活が送れるように援助します。

【実績値と評価】※（ ）内は前回計画時の見込量

※単位の「件」とは、利用者数×1か月分を1件とした場合の利用件数の年間合計（延べ利用件数）

サービスの種類	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
障がい者相談支援事業	1 (1)	箇所	1 (1)	箇所	1 (1)	箇所
成年後見制度利用支援事業	0 (0)	人	0 (0)	人	0 (0)	人
意思疎通支援事業	0 (0)	人	0 (0)	人	0 (0)	人
日常生活用具給付等事業						
介護・訓練支援用具	1 (0)	件	0 (0)	件	0 (0)	件
自立生活支援用具	0 (0)	件	0 (1)	件	0 (1)	件
在宅療養等支援用具	0 (0)	件	0 (0)	件	0 (0)	件
情報・意思疎通支援用具	0 (0)	件	0 (0)	件	0 (0)	件
排泄管理支援用具	114 (108)	件	124 (108)	件	148 (108)	件
居住動作補助用具	0 (0)	件	0 (0)	件	0 (0)	件
移動支援事業	3 (3)	人	3 (3)	人	3 (3)	人

地域活動支援センター事業	1 (0)	人	0 (0)	人	0 (0)	人
訪問入浴サービス事業	0 (0)	人	0 (0)	人	0 (0)	人
知的障がい者職親委託制度事業	0 (0)	人	0 (0)	人	0 (0)	人
日中一時支援事業	3 (6)	人	3 (6)	人	3 (6)	人
福祉ホーム事業	0 (0)	人	0 (0)	人	0 (0)	人

- 障がい者相談支援事業においては、令和5年度から委託を開始し、相談支援体制の充実を図っています。日常生活用具等給付事業（排泄管理支援用具）では、令和4年度に新規で2名の申請があり増加しています。令和3年度に介護・訓練支援用具事業の申請が1件ありました。地域活動支援センターは、令和3年度に1名の利用があり、その後、就労継続支援B型の利用を開始したため、令和4年度から実績がありません。

【見込量】

サービスの種類	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
障がい者相談支援事業	1	箇所	1	箇所	1	箇所
成年後見制度利用支援事業	0	人	0	人	0	人
意思疎通支援事業	0	人	0	人	0	人
日常生活用具給付等事業						
介護・訓練支援用具	0	件	0	件	0	件
自立生活支援用具	0	件	0	件	0	件
在宅療養等支援用具	0	件	0	件	0	件
情報・意思疎通支援用具	0	件	0	件	0	件
排泄管理支援用具	156	件	156	件	156	件
居住動作補助用具	0	件	0	件	0	件
移動支援事業	3	人	3	人	3	人
地域活動支援センター	0	人	0	人	0	人
訪問入浴サービス事業	0	人	0	人	0	人
知的障がい者職親委託制度事業	0	人	0	人	0	人
日中一時支援事業	3	人	3	人	3	人
福祉ホーム事業	0	人	0	人	0	人

- これまでの実績を踏まえた年間見込量を算出しています。

2. 見込量確保のための方策

地域生活支援事業の見込量の確保策は以下のとおりです。

①障がい者相談支援事業の確保

社会福祉法人福島県社会福祉事業団に障がい者相談支援事業（一般相談支援事業）を委託し、随時、障がい者や家族からの相談に対応しており、不安を解決するために、いつでも気軽に相談できる体制づくりを行っています。

また、効果的に事業を実施するため、保健・医療関係・雇用関係・障がい者団体等の関係機関との連携を密にし、ネットワークの構築を図ります。

②住民への情報提供等

地域生活支援事業の各福祉サービスの内容や対象者などについて、対象者への周知徹底を図ります。また、障がい福祉サービスと同様に地域住民への情報提供を行うことで、各事業に対する理解や啓発に努めます。

③福祉サービス提供体制の確保

現在実施している福祉サービスについて、質の向上に努めるとともに、利用実績のない福祉サービスについても、障がい者の社会参加や自己実現を支援するため、引き続き提供体制の確保を図ります。

資料編

1 アンケート調査の概要

(1) 調査方法

アンケートを障がい種別（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）に応じて、郵送にて配付・回収しました。三障がい合わせて103人に配付し、56人からのアンケートを回収しました。

(2) 調査結果の見方

表中での百分率は、総回答者を100%として算出し、表記は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表記しています。そのため、百分率の計が100%にならない場合があります。割合については全て“当該項目の人数／回収数”としています。

また、質問には複数回答ができるものもあり、回答件数の合計が回答者数を超えることがあります。

グラフの種類について、「○は1つ」という調査項目には円グラフを、「あてはまるものすべてに○」という調査項目には棒グラフを使用しています。

2 アンケート調査の結果

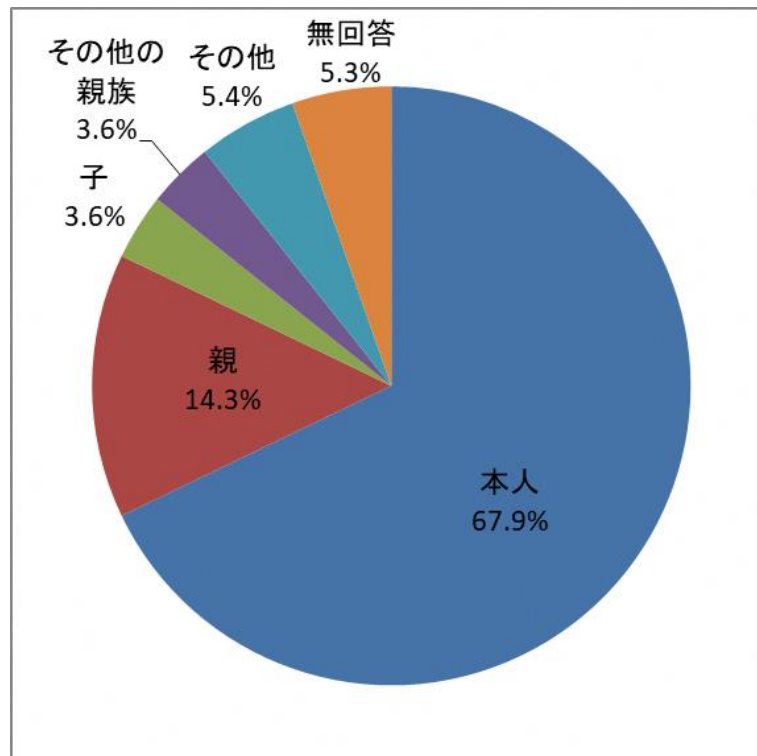
(1) 回答者の属性

①アンケートの記入者

このアンケートの記入者はどなたですか。(○は1つ)

「本人」が67.9%と最も多く、次いで「親」が14.3%、「子」「その他の親族」がそれぞれ3.6%となっています。

	本人	親	子	その他の親族	その他	無回答	計
回答数(人)	38	8	2	2	3	3	56
割合	67.9%	14.3%	3.6%	3.6%	5.4%	5.3%	100%

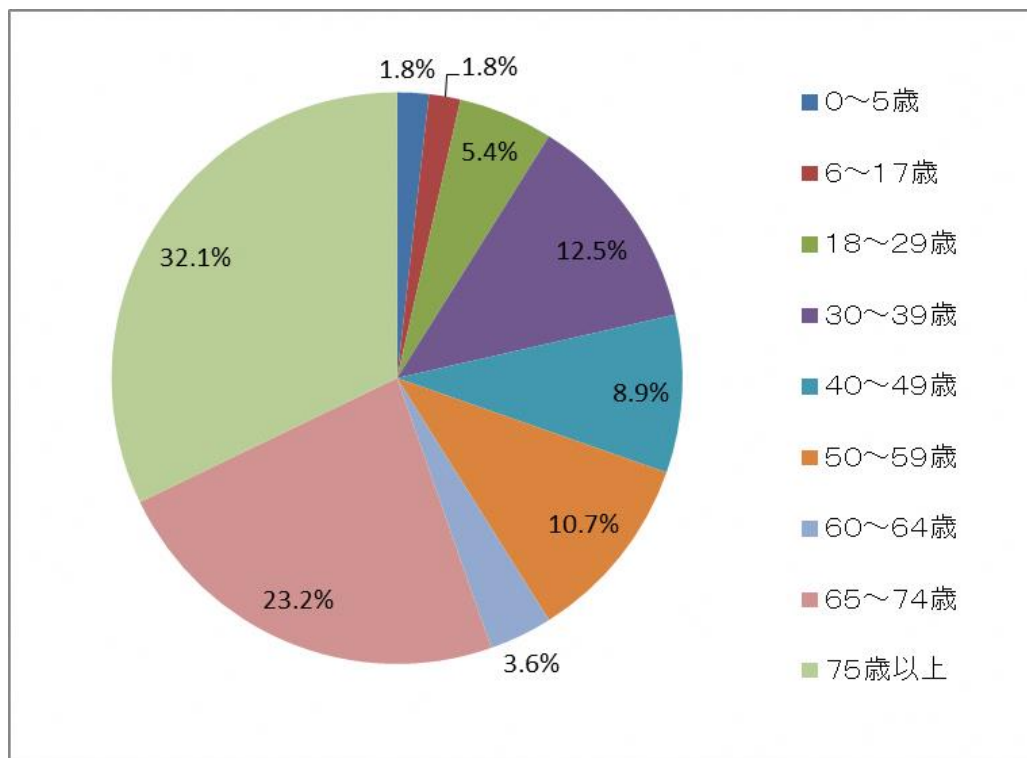


① 年齢

あなたの年齢（令和5年4月1日現在）は。（○は1つ）

「75歳以上」が32.1%と最も多く、次いで「65歳～74歳」が23.2%、「30～39歳」が12.5%となっています。

	0 ～ 5 歳	6 ～ 17 歳	18 ～ 29 歳	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 74 歳	75 歳 以上	無回答	計
回答数 (人)	1	1	3	7	5	7	2	13	17	0	56
割合	1.8%	1.8%	5.3%	12.5%	8.9%	10.7%	3.6%	23.2%	32.1%	0%	100%

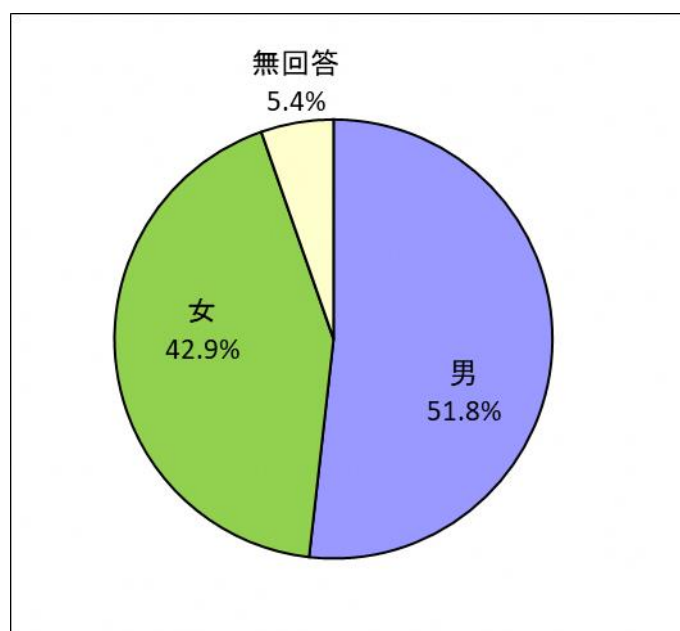


③性別

あなたの性別は。(○は1つ)

「男性」が51.8%、「女性」が42.9%となっています。

	男	女	無回答	計
回答数 (人)	29	24	3	56
割合	51.8%	42.9%	5.4%	100%

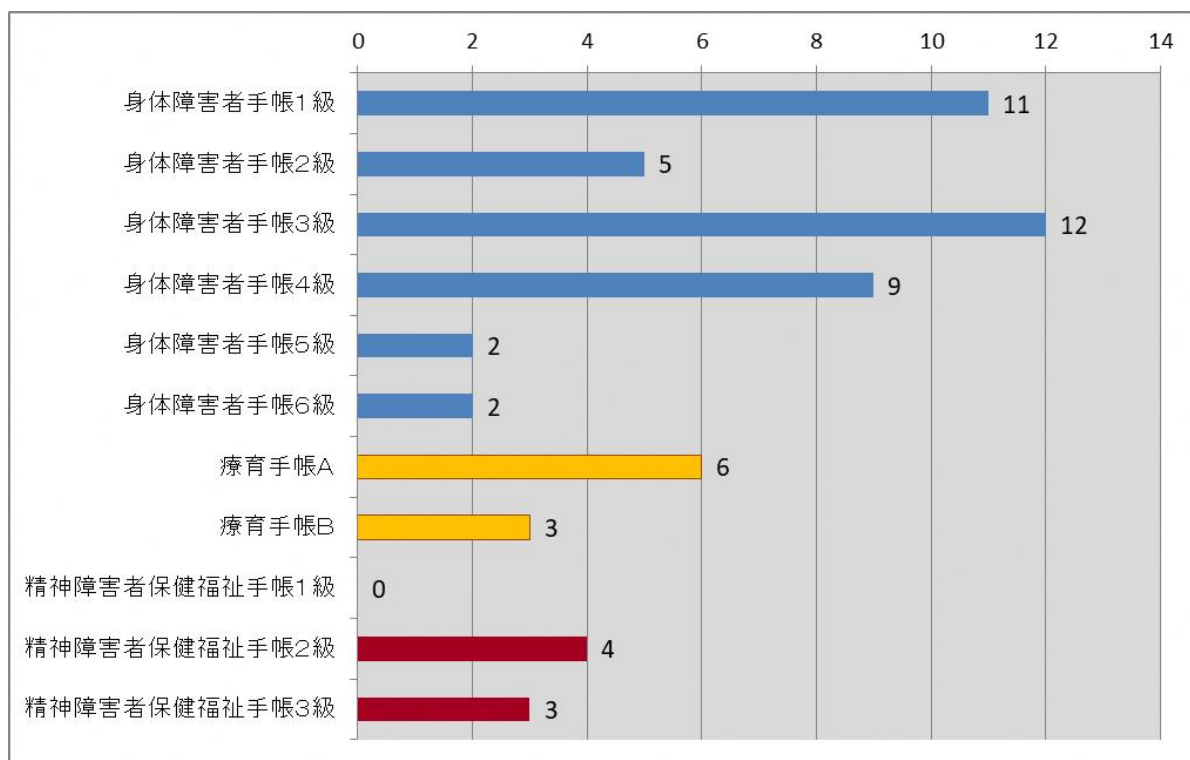


④障がい者手帳の種類

あなたのお持ちの障がい者手帳は。(あてはまるものすべてに○)

「身体障がい者手帳3級」が21.1%と多く、次いで「身体障がい者手帳1級」が19.3%、「身体障がい者手帳4級」が15.8%となっています。重複して手帳を所持している場合もあります。

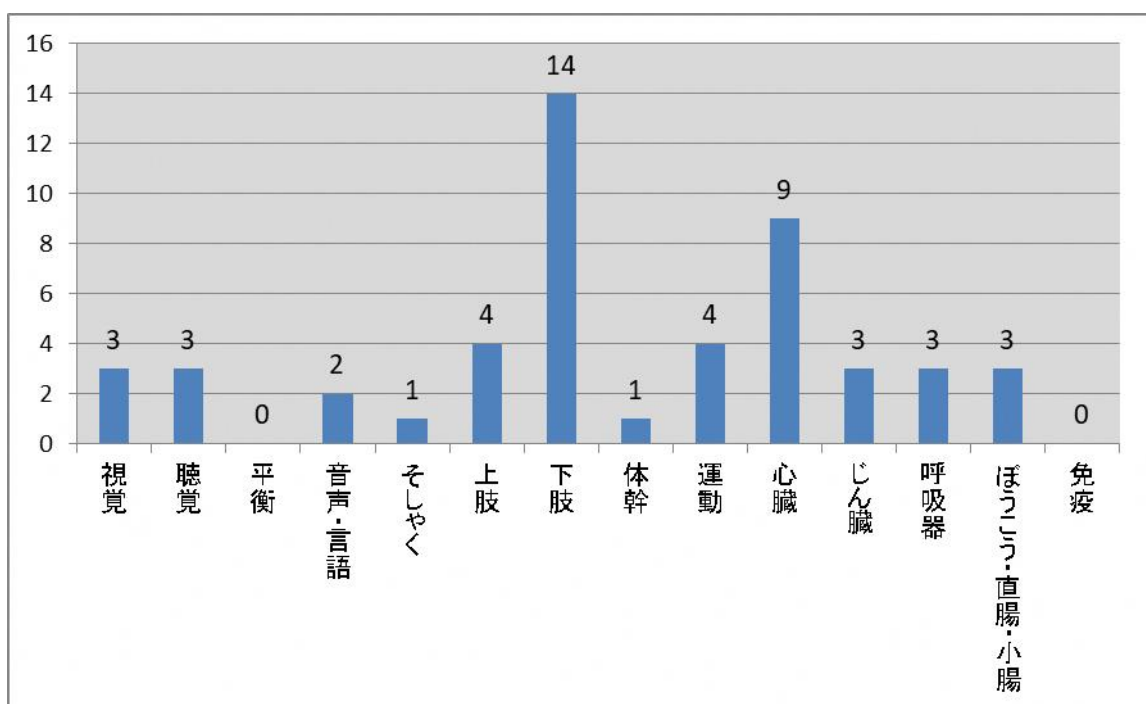
	回答数(人)	割合
身体障害者手帳1級	11	19.3%
身体障害者手帳2級	5	8.8%
身体障害者手帳3級	12	21.1%
身体障害者手帳4級	9	15.8%
身体障害者手帳5級	2	3.5%
身体障害者手帳6級	2	3.5%
療育手帳A	6	10.5%
療育手帳B	3	5.3%
精神保健福祉手帳1級	0	0.0%
精神保健福祉手帳2級	4	7.0%
精神保健福祉手帳3級	3	5.3%
計	57	100%



⑤身体障がい者の状況

身体障がい者手帳所持者と答えた中では、「下肢機能障がい」が38.9%で最も多く、次いで、「心臓機能障がい」が25.0%、「上肢機能障がい」「運動機能障がい」がそれぞれ11.1%となっています。障がいが重複している場合もあります。

	回答数(人)	割合
視覚障がい	3	8.3%
聴覚障がい	3	8.3%
平衡機能障がい	0	0.0%
音声・言語機能障がい	2	5.6%
そしゃく機能障がい	1	2.8%
上肢機能障がい	4	11.1%
下肢機能障がい	14	38.9%
体幹機能障がい	1	2.8%
運動機能障がい	4	11.1%
心臓機能障がい	9	25.0%
じん臓機能障がい	3	8.3%
呼吸器機能障がい	3	8.3%
ぼうこう・直腸・小腸機能障がい	3	8.3%
免疫機能障がい	0	0.0%
計	50	100.0%

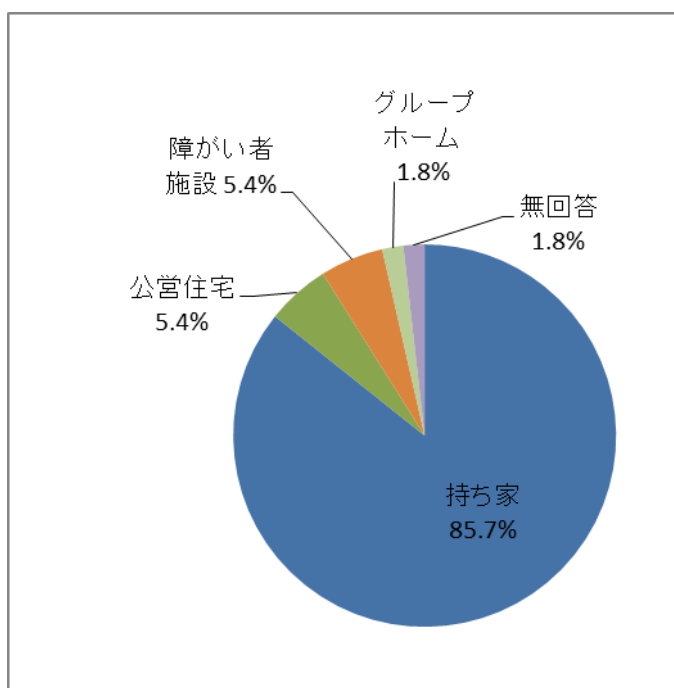


⑥現在の生活の場

いまのお住まい（生活の場）は、次のどれにあたりますか。（○は1つ）

「持ち家」が85.7%と大半を占めています。

	持ち家	アパートなど 民間の 借家	公営住 宅	社宅・ 寮	間借り ・住み 込み	障がい 者施設	老人施 設	病院 (入院)	グルー プホー ム	無回答	計
回答数 (人)	48	0	3	0	0	3	0	0	1	1	56
割合	85.7 %	0.0%	5.4%	0.0%	0.0%	5.4%	0.0%	0.0%	1.8%	1.8%	100%



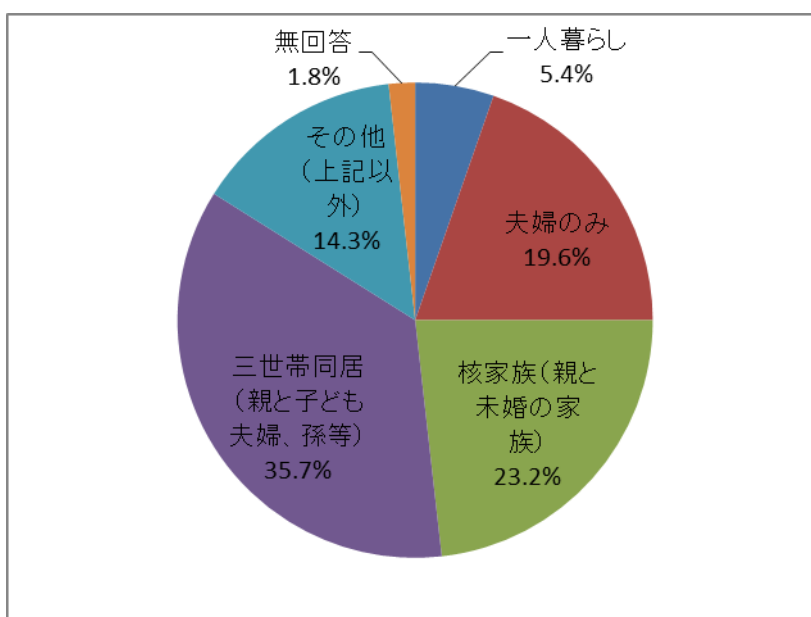
⑦世帯状況

あなたの家族構成は、次のどれにあたりますか。あなたを中心にしてお答えください。

(○は1つ)

「三世帯同居（親と子ども夫婦、孫）」が35.7%と最も多く、次いで「核家族（親と未婚の子ども）」が23.2%、「その他」が14.3%となっています。

	一人暮らし	夫婦のみ	核家族 (親と未婚の子ども)	三世帯同居 (親と子ども夫婦、孫)	その他	無回答	計
回答数 (人)	3	11	13	20	8	1	56
割合	5.4%	19.6%	23.2%	35.7%	14.3%	1.8%	100%



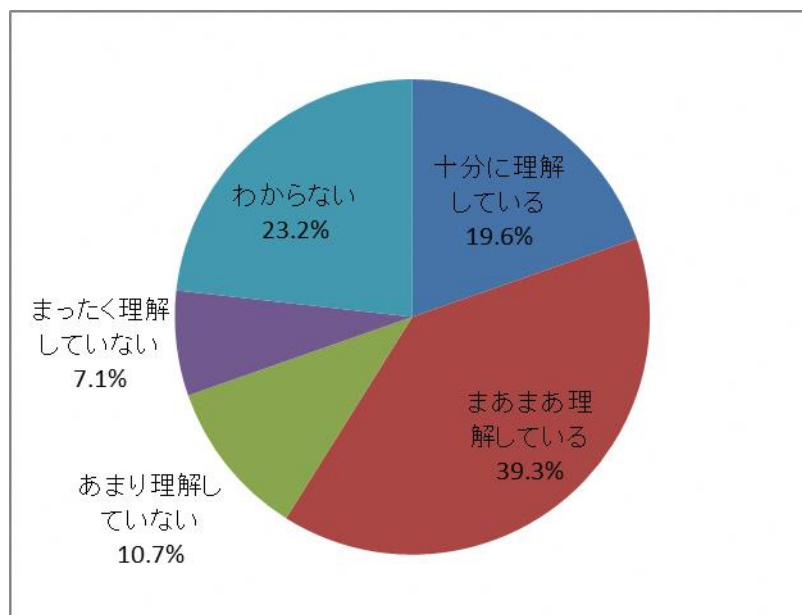
(2) 障がいに対する理解度

①地域の障がいに対する理解

地域の人の障がいに対する理解について、あなたはどのように感じていますか。(〇は1つ)

「まあまあ理解している」が39.3%で最も多く、次いで「わからない」が23.2%、「十分に理解している」が19.6%となっています。

	十分に理解している	まあまあ理解している	あまり理解していない	まったく理解していない	わからない	無回答	計
回答数(人)	11	22	6	4	13	0	56
割合	19.6%	39.3%	10.7%	7.1%	23.2%	0%	100%

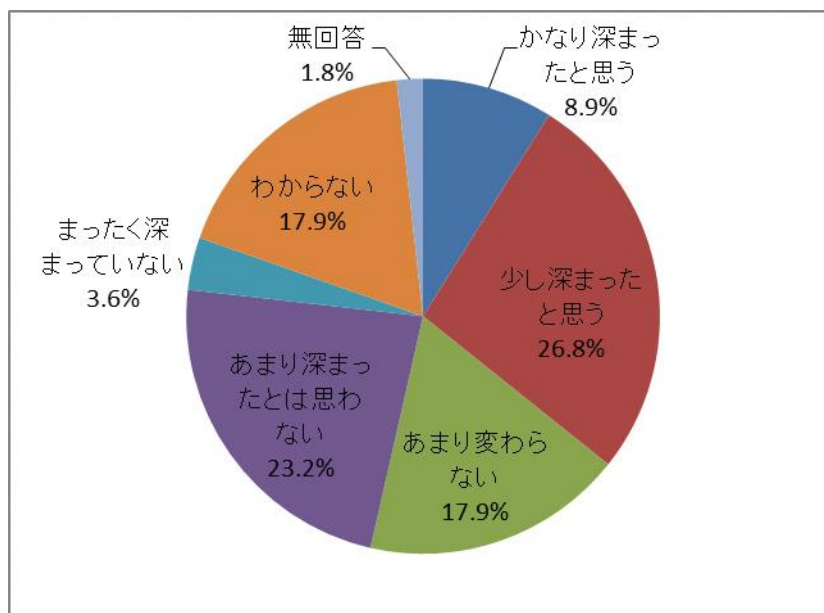


②障がいに対するまわりの理解の変化

あなたは、障がいに対するまわりの理解が深まったと感じていますか。(○は1つ)

「少し深まったと思う」が26.8%と最も多く、次いで「あまり深まったとは思わない」が23.2%、「あまり変わらない」「分からない」がそれぞれ17.9%となっています。

	かなり深まったと思う	少し深まったと思う	あまり変わらない	あまり深まったとは思わない	まったく深まっていない	わからない	無回答	計
回答数(人)	5	15	10	13	2	10	1	56
割合	8.9%	26.8%	17.9%	23.2%	3.6%	17.9%	1.8%	100%



(3) 障がい者の生活支援

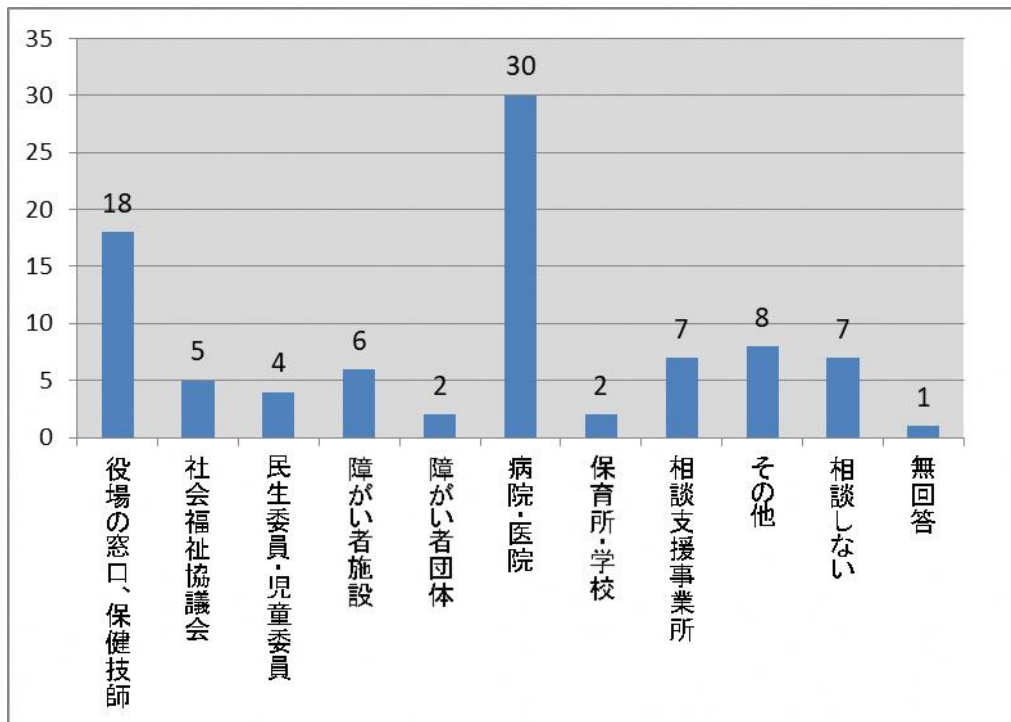
①生活面での家族以外の相談先

あなたは生活のことなどを相談するとき、家族以外では主にどこに相談していますか。

(あてはまるものすべてに○)

「病院・医院」が53.6%と多く、次いで、「役場の窓口、保健師」が32.1%、「その他」が14.3%となっています。「その他」の内容は、「友人」「ケアマネージャー」等がありました。

	役場の 窓口、保 健師	社会福 祉協議 会	民生委 員・児童 委員	障がい 者施設	障がい 者団体	病院・医 院	保育所 ・学校	相談支 援事業 所	その他	相談し ない	無回答	計
回答数 (人)	18	5	4	6	2	30	2	7	8	7	1	-
割合	32.1%	8.9%	7.1%	10.7%	3.6%	53.6%	3.6%	12.5%	14.3%	12.5%	1.8%	-

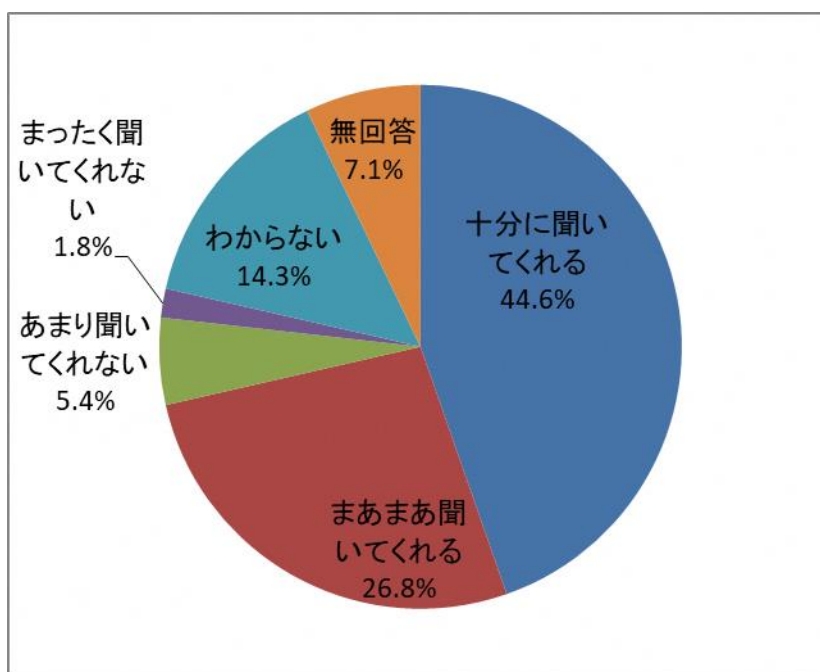


②相談先の対応

相談する機関では、あなたの相談を十分に聞いてくれますか。(○は1つ)

「十分に聞いてくれる」が44.6%で最も多く、次いで、「まあまあ聞いてくれる」が26.8%となっています。

	十分に聞いてくれる	まあまあ聞いてくれる	あまり聞いてくれない	全く聞いてくれない	わからない	無回答	計
回答数 (人)	25	15	3	1	8	4	56
割合	44.6%	26.8%	5.4%	1.8%	14.3%	7.1%	100%

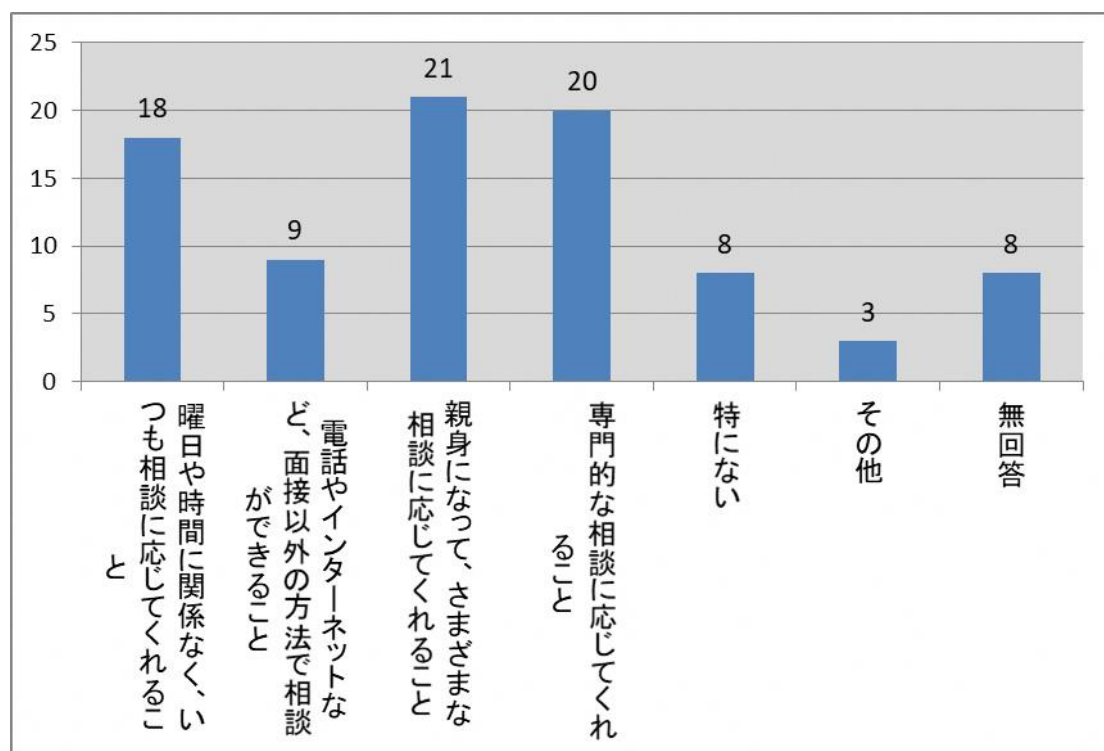


③より相談しやすくする方策

より相談しやすくするには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

「親身になって、さまざまな相談に応じてくれること」が37.5%と最も多く、次いで、「専門的な相談に応じてくれること」が35.7%となっています。

	回答数 (人)	割合
曜日や時間に関係なく、いつも相談に応じてくれること	18	32.1%
電話やインターネットなど、面接以外の方法で相談ができること	9	16.1%
親身になって、さまざまな相談に応じてくれること	21	37.5%
専門的な相談に応じてくれること	20	35.7%
特にない	8	14.3%
その他	3	5.4%
無回答	8	14.3%
計	-	-

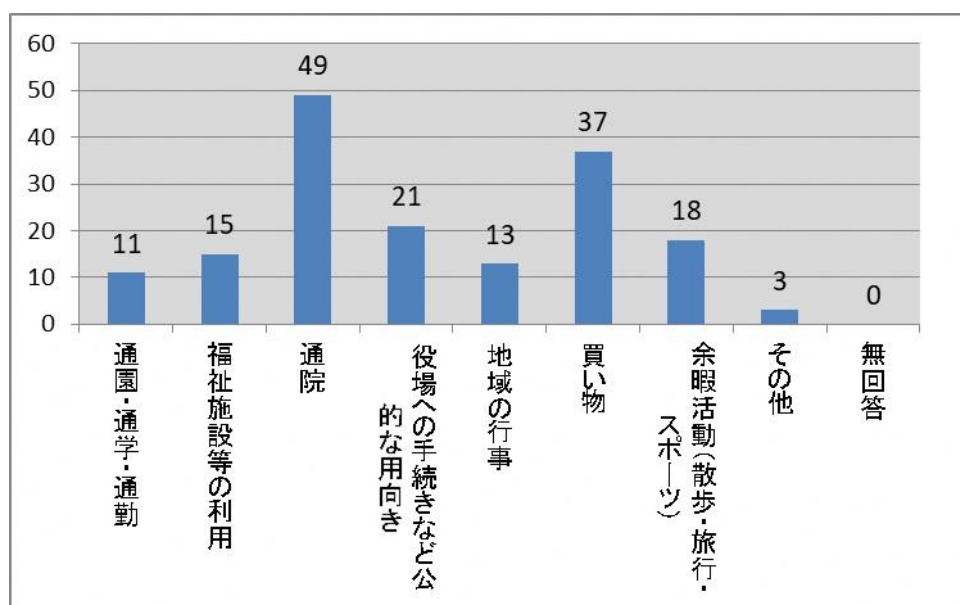


④外出の目的

あなたはどのような目的で外出しますか。(あてはまるものすべてに○)

「通院」が最も多く 87.5%で、次いで「買い物」が 66.1%、「役場などへの手続きなど公的な用向き」が 37.5%となっています。「その他」としては「農作業」などがありました。

	通園・通学・通勤	福祉施設等の利用	通院	役場などへの手続きなど公的な用向き	地域の行事	買い物	余暇活動	その他	無回答	計
回答数(人)	11	15	49	21	13	37	18	3	0	-
割合	19.6%	26.8%	87.5%	37.5%	23.2%	66.1%	32.1%	5.4%	0%	-

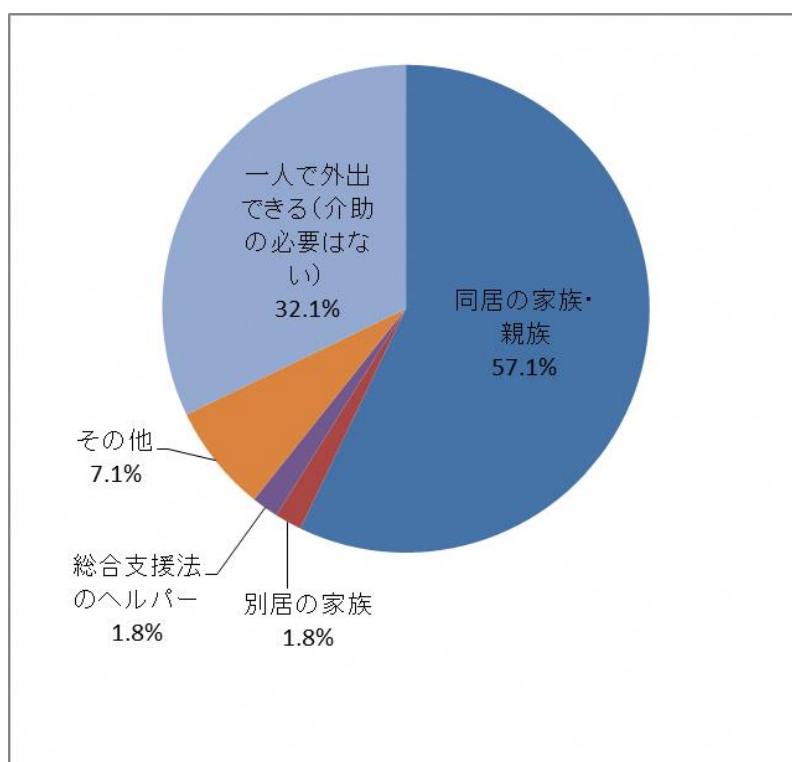


⑤外出時の支援

あなたはどなたと一緒に外出していますか。(〇は1つ)

「同居の家族・親族」が57.1%と最も多く、次いで、「一人で外出できる」が32.1%となっています。「その他」は、「施設職員」でありました。

	同居の家族・親族	別居の家族	介護保険のヘルパー	自立支援法のヘルパー	民間のヘルパー (家政婦なども含む)	その他	一人で外出できる	無回答	計
回答数 (人)	29	1	1	1	0	4	18	0	56
割合	57.1%	1.8%	0.0%	1.8%	0.0%	7.1%	32.1%	0.0%	100%

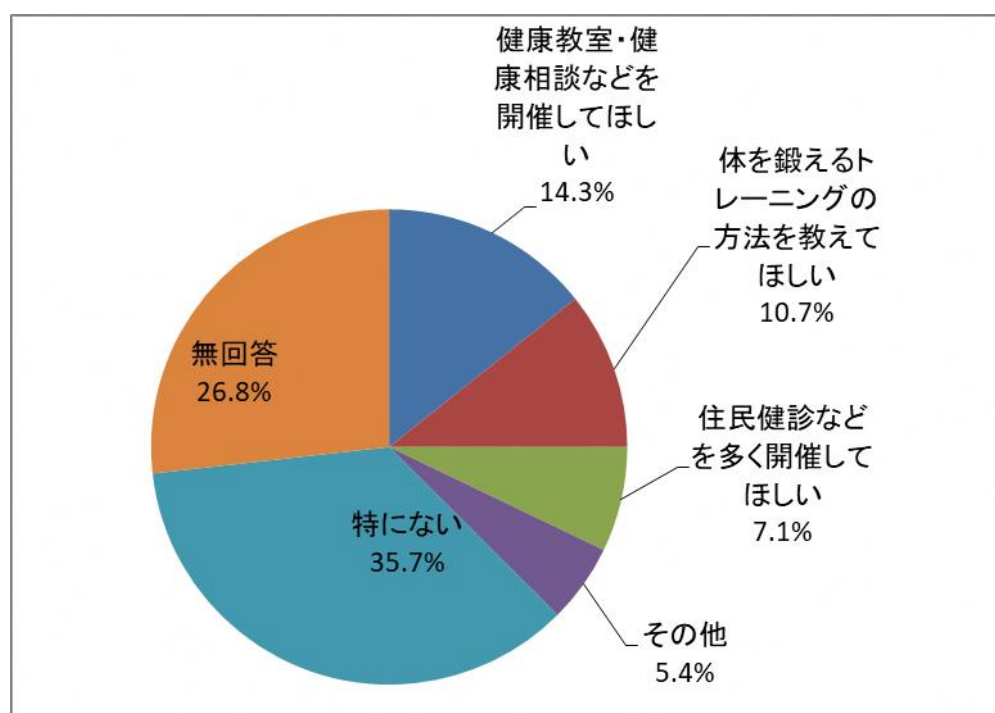


⑥健康・医療への関心

あなたは、医療機関などでの他に、自分の体の機能回復するためにどのようなことを望んでいますか。(〇は1つ)

「特にない」が35.7%で最も多く、次いで、「無回答」が26.8%、「健康教室・健康相談などを開催してほしい」が14.3%となっています。

	回答数 (人)	割合
健康教室・健康相談などを開催してほしい	8	14.3%
体を鍛えるトレーニングの方法を教えてください	6	10.7%
住民健診などを多く開催してほしい	4	7.1%
その他	3	5.4%
特にない	20	35.7%
無回答	15	26.8%
計	56	100%

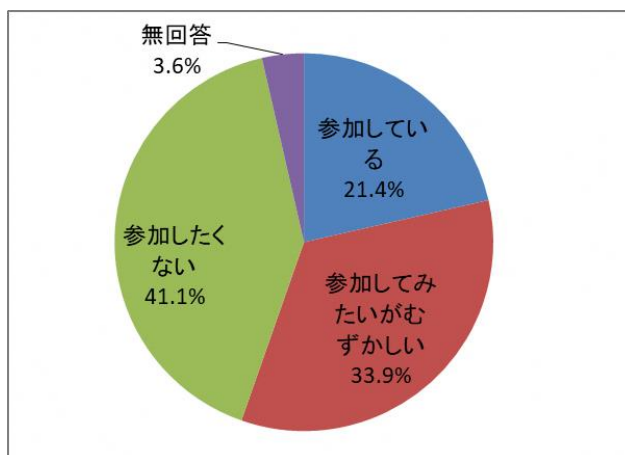


⑦スポーツ、文化、交流などの参加状況

あなたは今、地域でスポーツ、文化、交流などに参加していますか。(〇は1つ)

「参加したくない」が最も多く 41.1%で、次いで「参加してみたいがむずかしい」が 33.9%となっています。

	参加している	参加してみたいがむずかしい	参加したくない	無回答	計
回答数 (人)	12	19	23	2	56
割合	21.4%	33.9%	41.1%	3.6%	100%

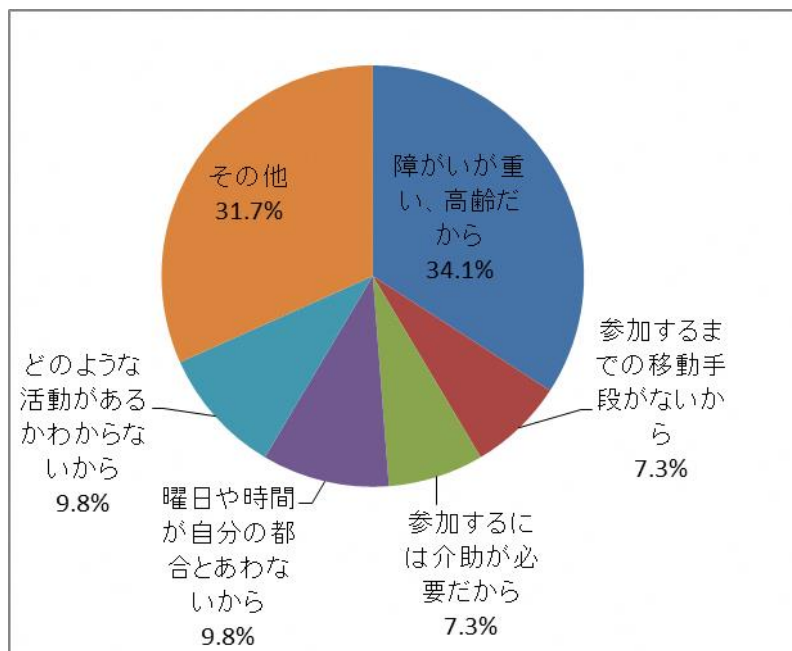


⑧スポーツ、文化、交流などの参加意向

参加できない、参加しない理由はなんですか。(○は1つ) (前問の回答で「参加してみたいが、していない」、「参加したくない」の方)

「障がい重い、高齢だから」が34.1%と最も多く、次いで「その他」が31.7%となっています。「その他」の意見としては、「移動手段がない」、「介助が必要だから」、「世間話が苦手」などがありました。

	回答数 (人)	割合
障がい重い、高齢だから	14	34.1%
参加するまでの移動手段がないから	3	7.3%
参加するには介助が必要だから	3	7.3%
曜日や時間が自分の都合と合わないから	4	9.8%
どのような活動があるかわからないから	4	9.8%
その他	13	31.7%
計	41	100%

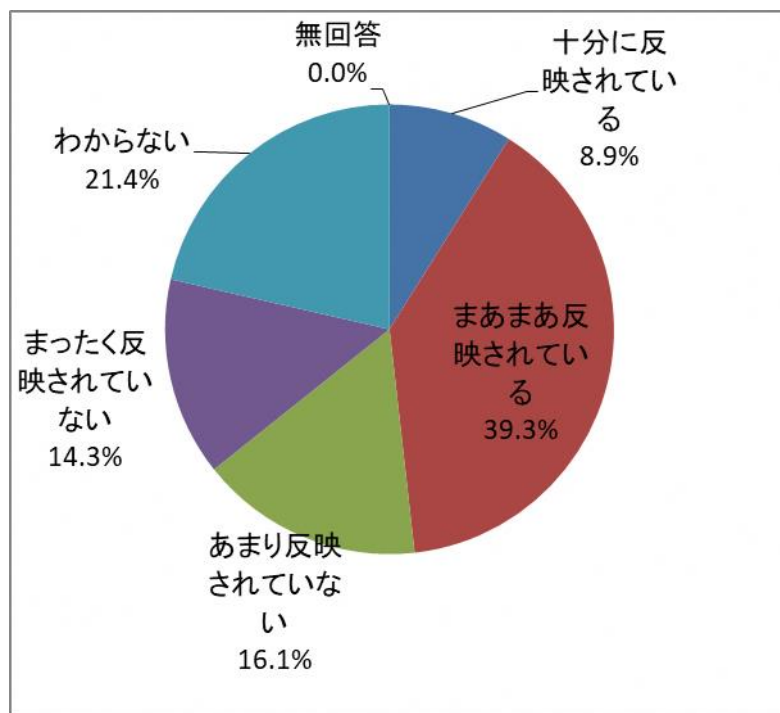


⑨村の施策等への障がい者の声の反映状況

あなたは障がい者の声が村の取り組みやサービス内容に反映されていると感じていますか。(〇は1つ)

「まあまあ反映されている」が39.3%と最も多く、次いで「わからない」が21.4%となっています。

	十分に反映されている	まあまあ反映されている	あまり反映されていない	全く反映されていない	わからない	無回答	計
回答数(人)	5	22	9	8	12	0	56
割合	8.9%	39.3%	16.1%	14.3%	21.4%	0%	100%



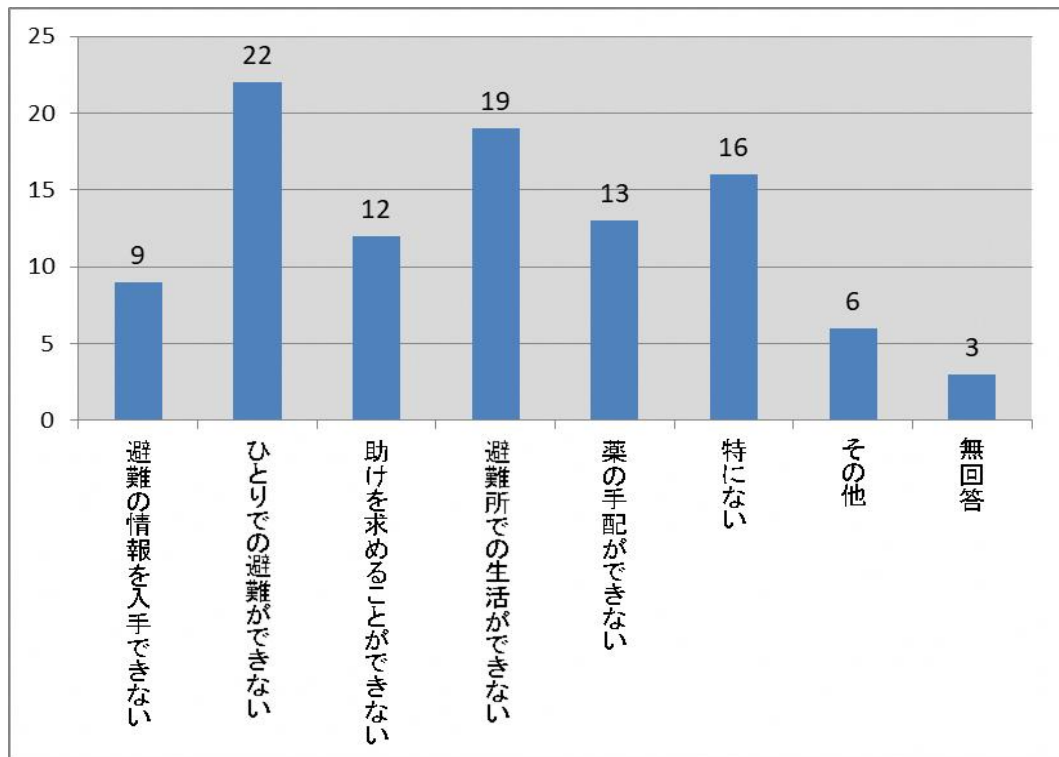
(4) 障がい者の暮らす環境

①災害時に心配なこと

台風や地震などのときに、特に心配なことはありますか。(あてはまるものすべてに○)

「ひとりでの避難ができない」が最も多く 39.3%、次いで、「避難所での生活ができない」がそれぞれ 33.9%となっています。「その他」としては、「パニックになった時の対処が難しい」などがありました。

	回答数 (人)	割合
避難の情報を入手できない	9	16.1%
ひとりでの避難ができない	22	39.3%
助けを求めることができない	12	21.4%
避難所での生活ができない	19	33.9%
薬の手配ができない	13	23.2%
特にない	16	28.6%
その他	6	10.7%
無回答	3	5.4%
計	-	-

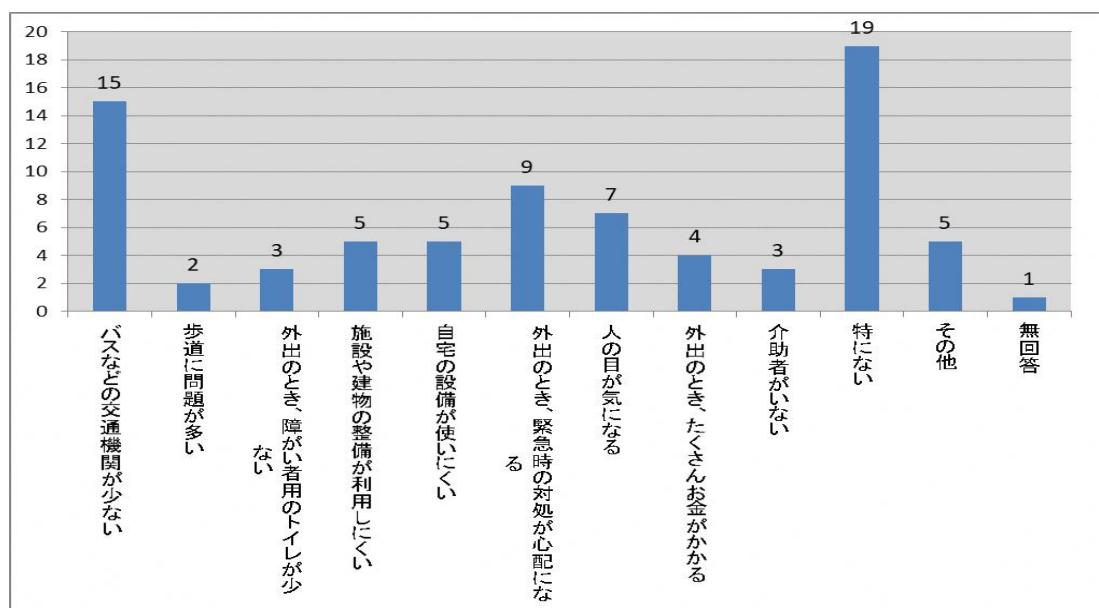


②日常生活での不便や困ること

あなたは暮らしのなかで不便に感じたり、困ったりすることはありますか。(あてはまるものに○)

「特にない」が33.9%と最も多く、次いで「バスなどの交通機関が少ない」が26.8%となっています。「その他」としては、「徒歩や自転車圏内に出かける施設がない」などがありました。

	回答数 (人)	割合
バスなどの交通機関が少ない	15	26.8%
歩道に問題が多い(狭い、スロープや誘導ブロックの不備)	2	3.6%
外出のとき、障がい者用のトイレが少ない	3	5.4%
施設や建物の整備が利用しにくい(階段、エレベーター、案内表示など)	5	8.9%
自宅の設備が使いにくい(階段、手すり、浴槽など)	5	8.9%
外出のとき、緊急時の対処が心配になる	9	16.1%
人の目が気になる	7	12.5%
外出のとき、たくさんお金がかかる	4	7.1%
介助者がいない	3	5.4%
特にない	19	33.9%
その他	5	8.9%
無回答	1	1.8%
計	-	-



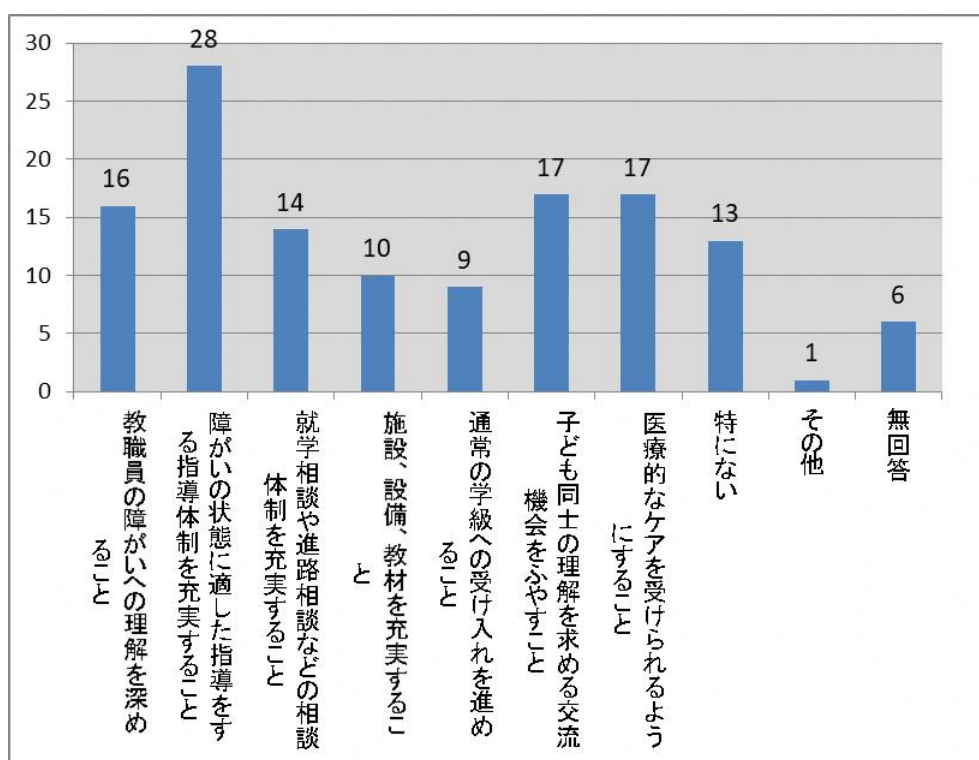
(5) 障がい者の教育・雇用

①障がい者の教育環境改善策

障がい者の教育環境をよりよくするために、村の保育所、幼稚園、学校に望むことはありますか。(あてはまるものすべてに○)

「障がいの状態に適した指導をする指導体制を充実すること」が50.0%と最も多く、次いで「子ども同士の理解を求める交流機会をふやすこと」「医療的なケアを受けられるようにすること」がそれぞれ30.4%となっています。

	回答数 (人)	割合
教職員の障がいへの理解を深めること	16	28.6%
障がいの状態に適した指導をする指導体制を充実すること	28	50.0%
就学相談や進路相談などの相談体制を充実すること	14	25.0%
施設、設備、教材を充実すること	10	17.9%
通常の学級への受け入れを進めること	9	16.1%
子ども同士の理解を求める交流機会をふやすこと	17	30.4%
医療的なケアを受けられるようにすること	17	30.4%
特にない	13	23.2%
その他	1	1.8%
無回答	6	10.7%
計	-	-

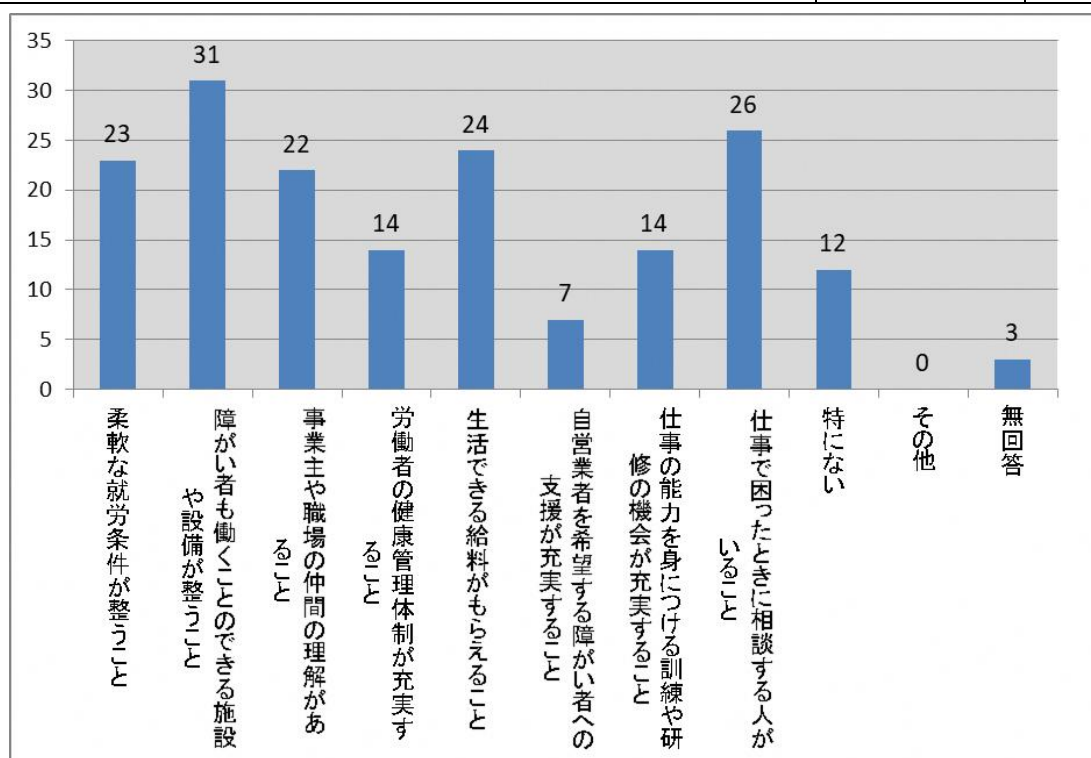


②障がい者の労働環境改善策

障がい者がより働きやすい環境にしていくために、村の取り組みや事業者に望むことはありますか。(あてはまるものすべてに○)

「障がい者も働くことのできる施設や設備が整うこと」が55.4%と最も多く、次いで、「仕事で困ったときに相談する人がいること」が46.4%、「生活できる給料がもらえること」が42.9%となっています。

	回答数 (人)	割合
柔軟な就労条件が整うこと (状態に応じた労働時間、通勤への配慮)	23	41.1%
障がい者も働くことのできる施設や設備が整うこと	31	55.4%
事業主や職場の仲間の理解があること	22	39.3%
労働者の健康管理体制が充実すること	14	25.0%
生活できる給料がもらえること	24	42.9%
自営業者を希望する障がい者への支援が充実すること	7	12.5%
仕事の能力を身につける訓練や研修の機会が充実すること	14	25.0%
仕事で困ったときに相談する人がいること	26	46.4%
特にない	12	21.4%
その他	0	0.0%
無回答	3	5.4%
計	-	-

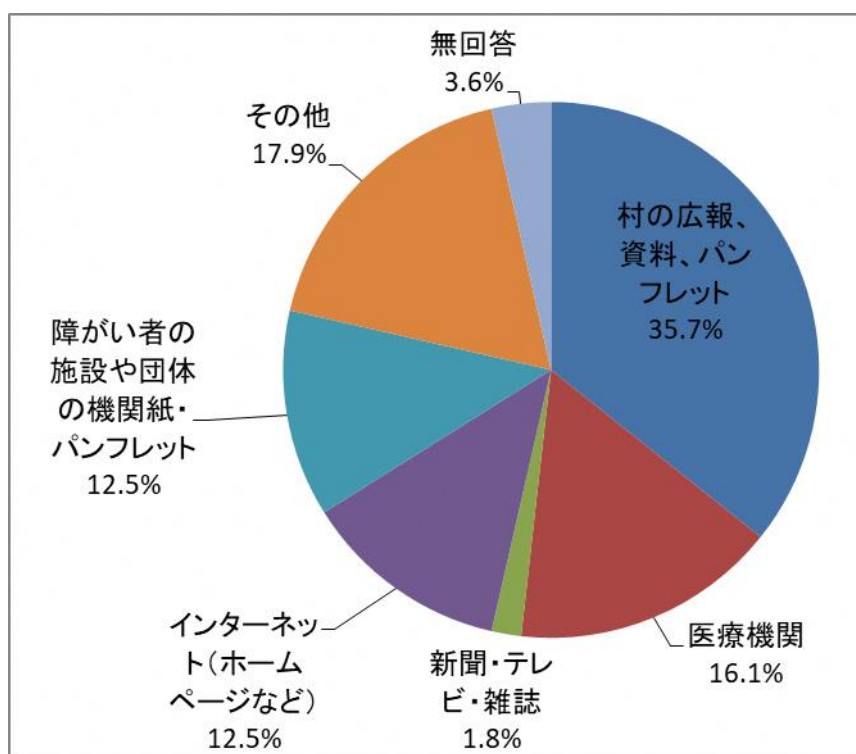


③情報入手の仕方

あなたは障がい福祉に関する手続きやサービスを知りたいとき、どうやって情報を得ますか。(〇は1つ)

「村の広報、資料、パンフレット」が47.4%と最も多く、次いで、「障がい者の施設や団体の機関紙・パンフレット」が15.8%となっています。

	村の広報、資料、パンフレット	医療機関	新聞・テレビ・雑誌	インターネット(ホームページなど)	障がい者の施設や団体の機関紙・パンフレット	その他	無回答	計
回答数(人)	20	9	1	7	7	10	2	56
割合	35.7%	16.1%	1.8%	12.5%	12.5%	17.9%	3.6%	100%



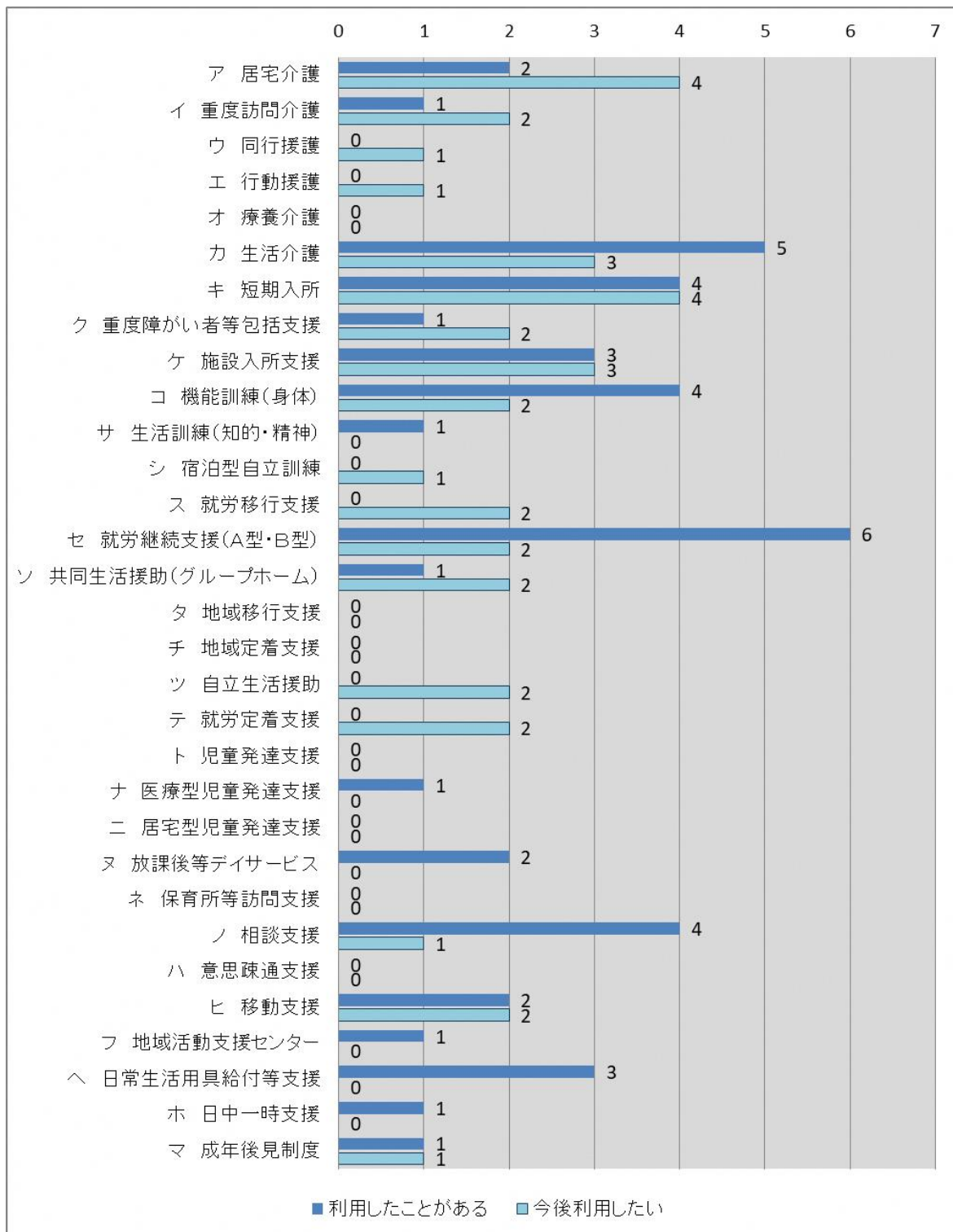
(6) 障がい福祉サービス

①サービスの利用状況

次の各サービスについて、それぞれお答えください。(あてはまるものすべてに○)

■利用状況

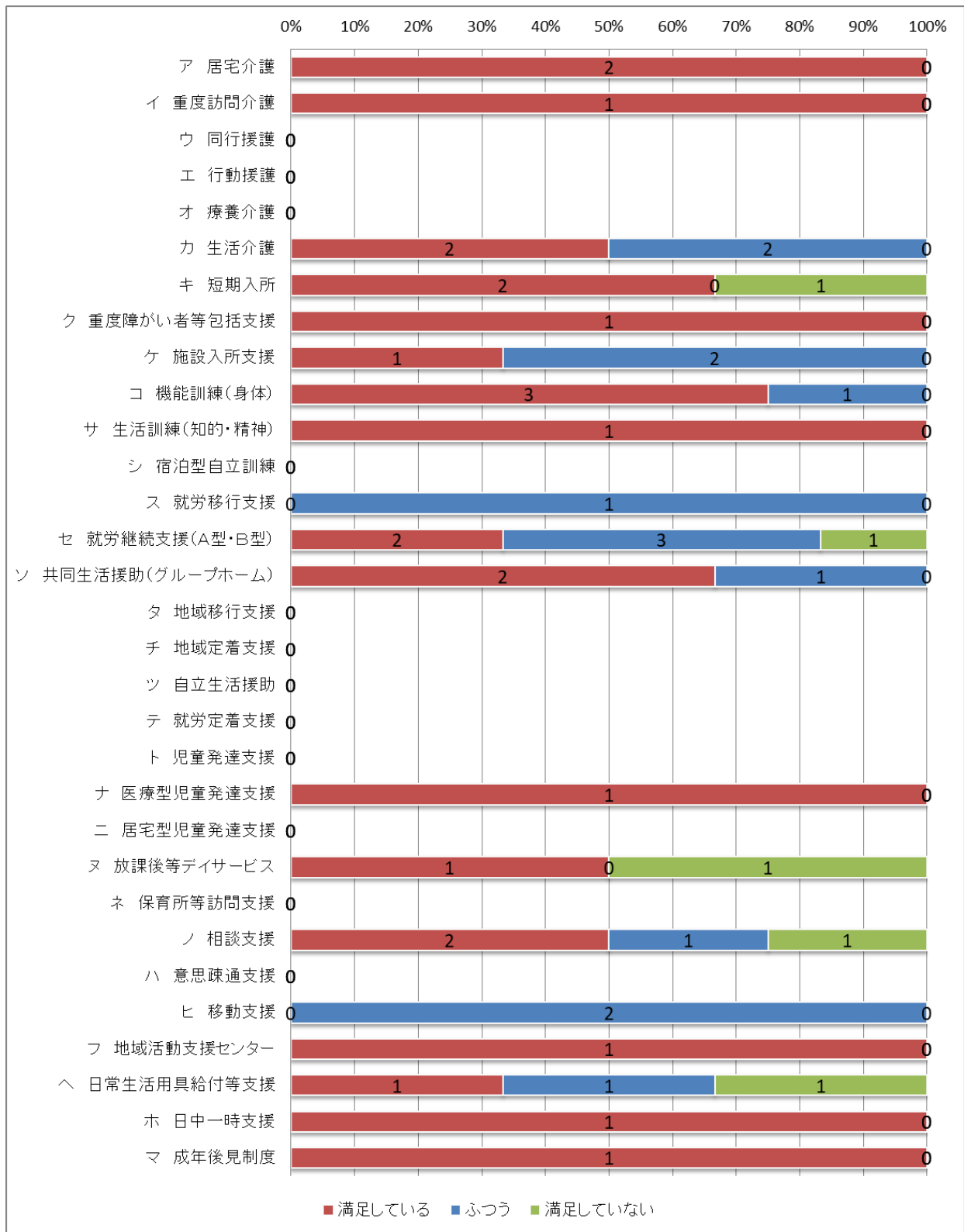
実際に支給決定しているサービスと利用者の認識に相違がありますが、アンケートの回答を数値化しました。



②サービスの満足度

■満足度（利用したことがあるサービスのみ評価して下さい）

	満足している (人)	ふつう (人)	満足していない (人)
ア 居宅介護	2	0	0
イ 重度訪問介護	1	0	0
ウ 同行援護	0	0	0
エ 行動援護	0	0	0
オ 療養介護	0	0	0
カ 生活介護	2	2	0
キ 短期入所	2	0	1
ク 重度障がい者等包括支援	1	0	0
ケ 施設入所支援	1	2	0
コ 機能訓練（身体）	3	1	0
サ 生活訓練（知的・精神）	1	0	0
シ 宿泊型自立訓練	0	0	0
ス 就労移行支援	0	1	0
セ 就労継続支援（A型・B型）	2	3	0
ソ 共同生活援助（GH）	0	1	0
タ 地域移行支援	0	0	0
チ 地域定着支援	0	0	0
ツ 自立生活援助	0	0	0
テ 就労定着支援	0	0	0
ト 児童発達支援	0	0	0
ナ 医療型児童発達支援	1	0	0
ニ 居宅訪問児童発達支援	0	0	0
ヌ 放課後等デイサービス	1	0	1
ネ 保育所等訪問支援	0	0	0
ノ 相談支援	2	1	1
ハ 意思疎通支援	0	0	0
ヒ 移動支援	0	2	0
フ 地域活動支援センター	1	0	0
ヘ 日常生活用具給付等事業	1	1	1
ホ 日中一時支援事業	1	0	0
マ 成年後見制度	1	0	0



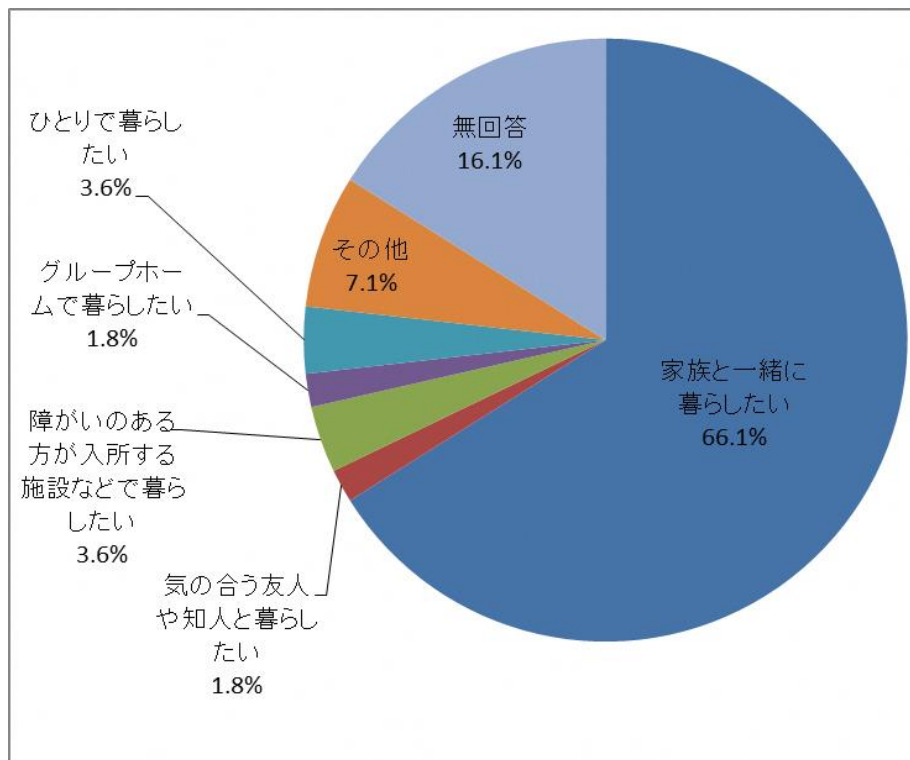
(7) 今後の暮らし方・村への要望

①今後希望する暮らし

あなたは、今後どのような暮らしをしたいですか。(〇は1つ)

「家族と一緒に暮らしたい」が66.1%と大半を占めています。「その他」としては、「家族がいる間は家族と暮らしたい。その後は一人で暮らしたい。」でありました。

	家族と一緒に暮らしたい	気の合う知人や友人と一緒に暮らしたい	障がいのある方が入所する施設などで暮らしたい	グループホームで暮らしたい	ひとりで暮らしたい	その他	無回答	計
回答数(人)	37	1	2	1	2	4	9	56
割合	66.1%	1.8%	3.6%	1.8%	3.6%	7.1%	16.1%	100%

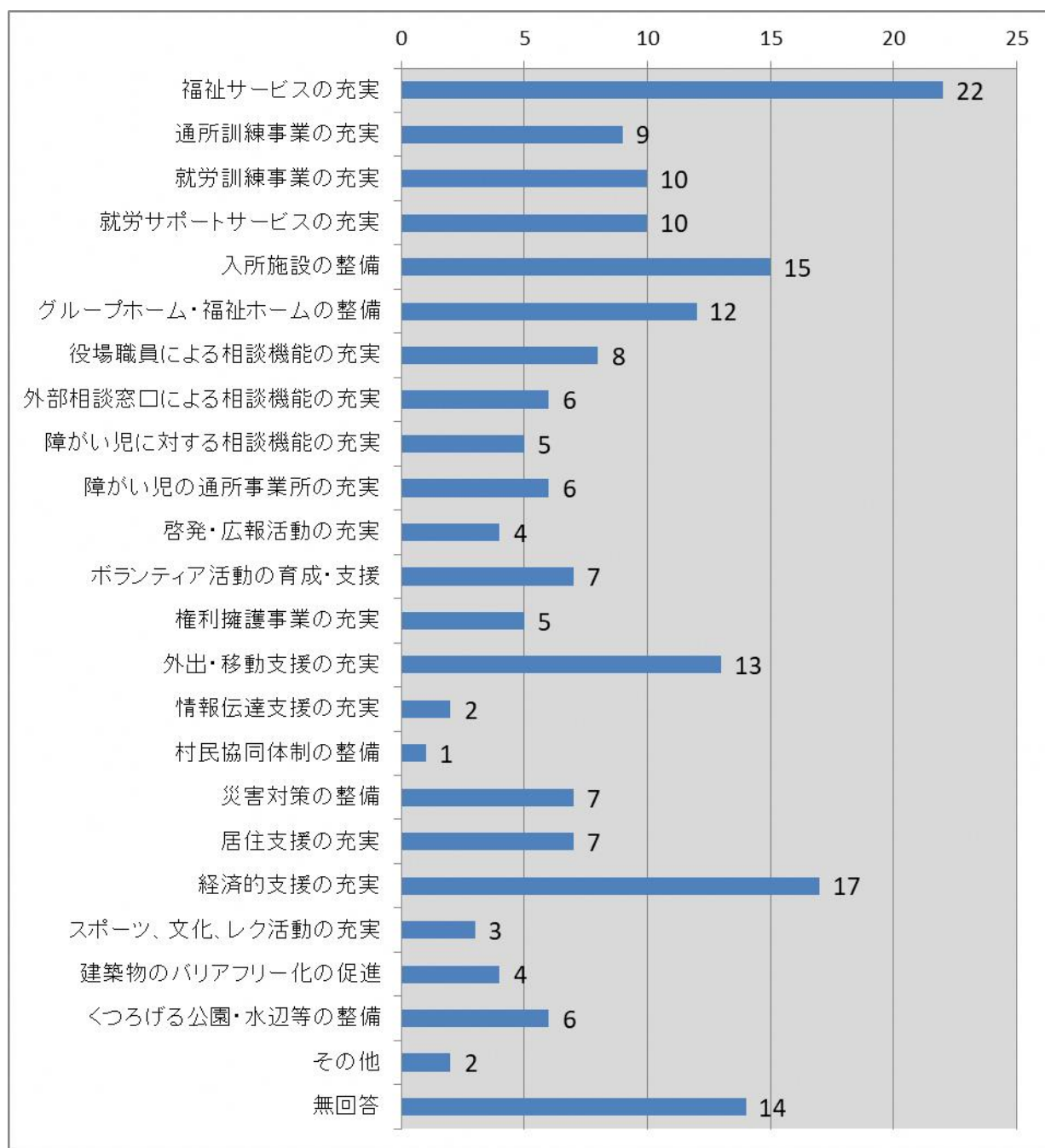


②行政に力を入れてほしい施策

今後、行政に対してどのようなことに特に力を入れてほしいとお考えですか。(あてはまるものすべてに○)

「福祉サービスの充実」が39.3%で最も多く、次いで、「経済的支援の充実」が30.4%、「入所施設の整備」が26.8%となっています。障がい別に見ると、身体障がいの方は「福祉サービスの充実」、知的障がいの方は「入所施設の整備」、精神障がいの方は「就労サポートサービスの充実」「経済的支援の充実」の回答が割合的に多かった項目です。

	回答数(人)	割合
福祉サービスの充実	22	39.3%
通所訓練事業の充実	9	16.1%
就労訓練事業の充実	10	17.9%
就労サポートサービスの充実	10	17.9%
入所施設の整備	15	26.8%
グループホーム・福祉ホームの整備	12	21.4%
役場職員による相談機能の充実	8	14.3%
外部相談窓口による相談機能の充実	6	10.7%
障がい児に対する相談機能の充実	5	8.9%
障がい児の通所事業所の充実	6	10.7%
啓発・広報活動の充実	4	7.1%
ボランティア活動の育成・支援	7	12.5%
権利擁護事業の充実	5	8.9%
外出・移動支援の充実	13	23.2%
情報伝達支援の充実	2	3.6%
村民協同体制の整備	1	1.8%
災害対策の整備	7	12.5%
居住支援の充実	7	12.5%
経済的支援の充実	17	30.4%
スポーツ、文化、レクリエーション活動の充実	3	5.4%
建築物の改善・整備などバリアフリー化の促進	4	7.1%
くつろげる公園・水辺等の整備	6	10.7%
その他	2	3.6%
無回答	14	25.0%
計	-	-



湯川村第4期障がい者計画・

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

策定経過

期日	会議等の名称	主な内容
令和5年10月26日（木）	アンケート調査	障がい者（身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳保持者）の各手帳所持者約50%に対してアンケートを実施。 令和5年11月20日まで回収
令和6年2月1日（木）	諮問	湯川村第4期障がい者計画・湯川村第7期障がい福祉計画・湯川村第3期障がい児福祉計画について、村長から会長へ諮問
令和6年2月1日（木）	第1回協議会	湯川村第4期障がい者計画・湯川村第7期障がい福祉計画・湯川村第3期障がい児福祉計画（案）について
令和6年2月19日（月）	第2回協議会	湯川村第4期障がい者計画・湯川村第7期障がい福祉計画・湯川村第3期障がい児福祉計画（案）について最終調整 策定完了
令和6年2月22日（木）	答申	湯川村第4期障がい者計画・湯川村第7期障がい福祉計画・湯川村第3期障がい児福祉計画について、会長から村長へ答申

○湯川村障がい者地域自立支援協議会設置要綱

平成26年8月1日告示第42号

改正

平成29年1月20日告示第3号

平成29年12月15日告示第64号

令和2年3月31日告示第21号

令和5年6月13日告示第44号

湯川村障がい者地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した生活を営むことができる地域社会の実現に向け、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定に基づく相談支援事業をはじめとする、障がい福祉に関するシステムづくりを協議するため、湯川村障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 相談支援事業に関すること。
- (2) 関係機関による障がい福祉のネットワーク構築に関すること。
- (3) 障がい者及び障がい児の総合的な福祉計画の策定及び見直し等に関すること。
- (4) 困難事例に対する支援内容及び方法に関すること。
- (5) その他障がい福祉に必要と認められること。

(構成員)

第3条 協議会は次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱し、構成する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障がい福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係機関
- (4) 教育関係機関
- (5) 民生・児童委員
- (6) その他の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1名置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 会長は協議会を代表し、協議会を総括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

3 会長は必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の構成員は、正当な理由なしに知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、住民課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 第6条の規定に関わらず、この要綱の施行後最初に開催される協議会は村長が招集する。

3 湯川村障がい者計画策定委員会設置要綱（平成13年3月22日告示第12号）は廃止する。

附 則（平成29年1月20日告示第3号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月15日告示第64号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第21号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年6月13日告示第44号）

この告示は、公布の日から施行する。

湯川村障がい者地域自立支援協議会委員名簿

	氏 名	役 職	所属等
1	石川 幸市	会長	学識経験者
2	五十嵐 敦子	副会長	民生・児童委員
3	佐竹 麻衣	委員	相談支援事業者 地域生活支援センターいなわしろ
4	豊島 俊幸	委員	障がい福祉サービス利用者家族 元教育関係者
5	猪俣 留美	委員	湯川村保健センター 主幹保健技師
6	二瓶 健太郎	委員	湯川村地域包括支援センター 社会福祉士

《事務局職員》

	氏 名	役 職
1	大塚 孝司	住民課長
2	二瓶 隆	主幹兼福祉係長
3	関本 尚美	福祉係 主査

湯 川 村

第4期障がい者計画

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

発行日 : 令和6年2月

編 集 : 湯川村 住民課

発行者 : 湯川村

住 所 : 〒969-3593

福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬 18 番地

T E L : 0241-27-8810